

平成27年10月14日
開会 13時30分

○吉田議長

皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、平成27年第2回 宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は、組合長及び副組合長、事務局長、消防長、監査委員、会計管理者以下関係職員でございます。

本日の議事日程はお手元に配布をしているとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第78条に規定により、10番 大久保議員、11番 末吉議員を指名いたします。

次に入ります。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本、定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に入ります。

日程第3「諸報告」に入ります。

小山組合長、どうぞ。

○小山組合長

本日は、平成27年第2回議会定例会が開かれるにあたりまして、ごあいさつと概要説明を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます

います。

このたびの定例会は、報告 3 件と、来年度 4 月 1 日から予定しています北九州市への水道事業包括業務委託に関する規約を含めた 15 件の議案についてご審議をお願いするものであります。

報告第 1 号から報告第 3 号ですが、内容は急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて 3 会計の不納欠損処分後の権利放棄について、債権管理条例に基づき報告するものであります。

第 19 号議案については、公平委員の任期満了に伴い、選任をお願いするものです。

第 20 号議案については、北九州市との間における、水道事業に係る事務の代替執行に関する規約を定める協議についてです。

第 21 号議案については、年金制度の一元化に伴い、関係条例の一部改正を行うものです。

第 22 号議案から第 26 号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて 5 会計の平成 26 年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

第 27 号議案から、第 31 号議案までは、同じく 5 会計の平成 27 年度補正予算を提出しております。

第 32 号議案及び第 33 号議案については、地方公営企業法の改正に伴い、未処分利益剰余金の整理及び関係条例の一部改正を行うものです。

以上、いずれも重要な案件でありますので、なにとぞよろしくご審議くださいまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○吉田議長

次に入ります。

日程第 4 、報告第 1 号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは報告第 1 号を説明させていただきます。

報告第 1 号、宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について、宗像地区事務組合急患センター事業特別会計、不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

1、放棄した債権の種類、件数、金額でございます。

放棄した債権の種類、宗像地区急患センター診療収入、件数 3 件、金額 1 万 3800 円。

2、放棄した時期 平成 27 年 3 月 31 日。

3、放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため。

この報告につきましては、宗像地区急患センター診療報酬が民事債権に当たることから、税金のような資産調査あるいは滞納処分による差押えはできませんので、管理職を含みます職員で夜間を含めた、戸別訪問などを行っております。

直接伺うことによりまして、面接を行い、支払っていただいた方がおられた反面、居所が不明などにより、支払いに期待の持てない方もおられました。

このような方につきましては、3 年時効が成立いたしますので債権管理条例によりまして、放棄を行いましたので、議会に報告させていただくものでございます。

急患センターの受診の際には、緊急時ということで、現金や保険証を忘れる方がおられるることはやむを得ないことだと十分承知はしておりますが、後日お支払いにみえられない方に対しましては、電話や文書による納付指導を行い、確実な収納と不納欠損の減少に努めているところでございます。

以上、報告第 1 号、宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

本案は報告事項でありますので、質疑のみ受けます。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら質疑を終結し、報告終わります。

日程第 5、報告第 2 号「宗像地区事務組合、大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、報告第 2 号を御説明いたします。

議案 2 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、宗像地区事務組合、大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について、宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を、

宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

1、放棄した債権の種類、件数、金額でございます。

放棄した債権の種類、簡易水道事業特別会計、大島簡水、水道使用料。

件数 6 件、金額 4 万 7900 円。

2、放棄した時期平成 27 年 3 月 31 日。

3、放棄した理由、宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため。

この報告につきましては、水道料金債権が私法上の金銭債権であるということから、

3 年時効が成立いたしますので債権管理条例によりまして、放棄を行いましたので議会に報告させていただくものでございます。

なお、水道料金の滞納につきましては、催告書、給水停止予告書等を発送し、納付の指導には努めておりますが、納付指導にもかかわらず、水道料金の納付がない場合は、給水停止を行い、確実な収納と不納欠損の減少に努めているところでございます。

以上で報告第 2 号、宗像地区事務組合、大島簡易水道事業特別会計不納決算処分後の権利放棄についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみお受けいたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 6、報告第 3 号「宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、報告 3 号説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄について。

宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 10 月 14 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

1、放棄した債権の種類、件数、金額。

放棄した債権の種類、水道事業会計、水道使用料、件数 337 件、金額、426 万 7930 円。

2、放棄した時期、平成 27 年 3 月 31 日。

3、放棄した理由宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため。

この報告につきましては、先ほどの報告第 2 号と同様でございますけども、水道料金債権が私法上の金銭債権であることから 3 年時効が成立いたしますので、債権管理条例によりまして、放棄を行いましたので、議会に報告させていただくものでございます。

以上で報告第 3 号、宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

本案も報告事項でございますので、質疑のみを受けます。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら質疑を終結し、報告を終わります。

次に、日程第 7、第 19 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 19 号議案を説明させていただきます。

議案の 4 ページをお願いいたします。

議第 19 号議案、宗像地区事務組合公平委員会委員の選任についてです。

宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

平成 27 年 10 月 14 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

住所、宗像市土穴 1 丁目 1 番 3 号。

氏名、天野一二。

生年月日、昭和 7 年 4 月 5 日。

提案理由でございます。

現在、当組合公平委員会委員である天野一二委員が、平成 27 年 10 月 31 日をもって任期満了となるため、改めて、宗像地区事務組合公平委員会委員として選任することについて地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

右のページに参考資料として経歴をつけさせていただいております。

以上で第 19 号議案、公平委員会委員の選任について、につきましての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

本案は人事案件ですので、討論は省略いたします。

これより、第 19 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することについて、賛成の起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、19 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、第 20 号議案「宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約を求める協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 20 号議案を説明させていただきます。

議案の 5-1 ページをお願いいたします。

第 20 号議案、宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約を定める協議について。

北九州市との協議により、次のとおり規約を定め、同市が水道事業に係る事務を代替執行する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、本組合の水道事業に係る事務を北九州市が事務の代替執行をするため、同市と協議する必要があるので、地方自治法、(昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 16 の 2 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求めるものである。

それでは、規約の説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては、趣旨を著しております。

第 2 条につきましては、代替執行の事務の範囲を定めておりまして、大きく四つの事務を掲げております。

第 3 条につきましては、管理及び執行の方法を定めておりまして代替執行の事務の管理執行につきましては、事務組合の条例規則に則って行うことを定めたものでございます。

第 4 条につきましては、経費の負担でございますが、代替執行にかかる経費は事務組合の負担とするというものでございます。

5-2 ページをお願いいたします。

第 5 条につきましては、収入の帰属でございます。

代替執行事務の執行による水道料金、手数料等の収入につきましては、事務組合に帰属するというものです。

第 6 条、収入、及び支出の経費、第 7 条、収入及び支出の精算につきましては、経理について明確にし、毎年度終了後速やかに明細を通知するというものでございます。

第 8 条につきましては、報告及び連絡調整でございます。

代替執行事務の執行状況について定期に組合長に報告し、密に連絡調整を行うということを著したものでございます。

第 9 条につきましては、先ほど第 3 条で説明させていただきましたが、代替執行事務の執行につきましては、組合の条例等に則り遂行することから、事務組合において条例等の制定・改廃を行う場合には、事前に北九州市に通知をするというものでございます。

第 10 条につきましては、代替執行事務を進めていく上で必要な事項について協議し、定めるということを著しております。

附則でございます。

附則においては、平成 28 年 4 月 1 日に施行するというものでございます。

この議案につきましては、本年 8 月 26 日開催の全員協議会におきまして規約の概要といたしまして説明をさせていただいておりました。

その際に、「代替執行を行っている北九州市の関係職員に対して組合議会の出頭を求め、その処理状況等について説明を求めることができるよう」ことの内容の文書での明示を行うようにということも指導を受けております。

このことにつきましては、先ほど説明しました第 10 条で定めますとおり、詳細については別途定めることにいたしております、内容等については、今現在、北九州市と調整を行っているところでございます。

以上、第 20 号議案、宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約を定める協議についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

森田議員。

○森田議員

はい、今回この代替委託の規約の議決を得ることが、北九州市と宗像地区事務組合との契約になるということで、何点かの確認をしたいと思います。

まず、趣旨の第1条、第2条で、これまで包括委託の範囲の中に、水道の管理に関する技術上の業務についても入っていたと思います。

これを今回第三者委託にしたというわけですけども、これらの規約というのはまた別途定めるのでしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

次長の安部でございます。

今回は、この包括委託の手続としましては、前回の全員協議会でもお話をさせていただきましたように、一つは水道法の第三者委託と、もう一つは地方自治法の代替執行という二つの根拠に基づいて行います。

今日提案させていただいておりますのは、代替執行の一つの手続としましては、協議について組合、市との両議会の議決をいただくことが一つ条件となっております。

もう一つの水道法の第三者委託につきまして、これは契約という形で、契約書の締結、交換締結になります。

そういう形で進めております。

以上です。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

次に第2条の(4)、これは今までなくて前回規約の概要のところで含まれていたのですが、これを追加した理由と、今現在予定されているこの(4)に該当するような業務というのは何かありますでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

お尋ねの件につきましては、昨年 11 月 7 日に締結させていただきました基本協定の対象範囲の 1 から 4 までと、本日提案させていただいております 1 から 4 の内容が異なっているということかと思いますが、基本協定の第 1 条の 1 の水道の管理に関する技術上の業務というのは、先ほど安部が説明させていただきましたとおり、第三者委託で行うということで、今回はずさせていただいております。

それともう 1 点でございますけども、本日提案の 4 号で、前号 3 号に定めるものほか、水道事業に係る事務で別に定めるもの、という形で掲げておりますが、これにつきましては今のところ、第 2 条(1) (2) (3)掲げておりますが、これ以外に何らかの形で業務等が発生した場合においては、この (4) で対応したいということで今現在、具体的項目はありません。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

次に、事務の代替執行をすることについて、第 2 条の(1) (2) (3)が宗像地区事務組合に責任と義務が残るということだったのですが、この責任の所在について、水道技術に関する業務の方は、水道技術管理者というのを置くようになっていると思うのですが、それ以外の(1) (2) (3)、これについての責任をしっかりと管轄する職員を宗像地区事務組合に置いておく必要があるのではないか、というふうにも思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

お尋ねの件でございます。

1 から 3 までの技術的フォローはいかがするのかというお尋ねだろうと思いますが、前回、8 月 26 日の折にも説明させていただいたかと思いますが、平成 28 年度の機構については説明させていただきましたとおり、仮称でございますけども、今現在、営業課と施設課が分かれておりますが、それを一つに統一しまして、施設営業課という形を作らせていただきたく、その中で水道予算、決算、料金に関する係と、施設部門に対する

係を設置しまして、今のところ3名程度の職員を配置させていただきます。

そのほか、再任用職員等を配置することによりまして、今ご心配されております第2条(1)(2)(3)の業務については、事務的にはフォローできるというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

その(1)(2)(3)、北九州市上下水道局が今度新しく作る、北九州市上下水道協会にも一部業務を委託、私法上の委託をすると思うのですが、この私法上の委託に対しても、宗像地区事務組合に責任というのは残るのでしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

上下水道協会に委託する分については主に、水道法の第三者委託の業務がほとんどになろうと思います。

これにつきましては、受託水道事業技術管理者というのを置きますので、これは北九州市の方で置きますので、その技術管理者が現場の技術上の責任はすべて負うことになります。

もう一つ、代替執行の方は当然、現場の方の責任は北九州市の方で持っていただくとなりますけども、最終的な責任は水道事業を行っております事務組合が負うことになろうかと思います。

水道法の第三者委託につきましても、委託業務については先ほど申しました技術管理者でございますが、事業自体、水道事業を国から認可を受けて行っておりますのは事務組合でございますので、これも最終的な責任は事務組合が負うということになろうと思います。

以上です。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

最終的な責任は事務組合が負うということなのですが、水道技術に関する技術者と、この(1)(2)(3)で、負う責任者が違うような気もするのですが、そこら辺は契約上違うということでおろしいのでしょうか。

水道業務に関する責任は北九州市が置く水道技術管理責任者が負いますけども、この(1)(2)(3)に関してあるところの責任は、どちらにしても宗像地区事務組合が負うという形になるのでしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

はい、水道法でもう少し具体的に申し上げますと、水道技術管理者は具体的には八つの事務に従事することになっております。

少し細かい水質検査ですか、衛生上の措置ですか、給水の停止等々、八つの事務を具体的に水道技術管理者が責任を持って行うこと、ということで決められております。受託する側の水道技術管理者は、このうち六つの業務を行います。

あと残り二つにつきましては、水道事業管理者が水道技術管理者というのを置きますので、そこで責任を持って行うことになります。

少し複雑なのですが、今回、水道技術の面が事務組合では継承できないということで包括委託がスタートしておりますので、水道事業者の事務組合が置きます水道技術管理者というのも、これも北九州市に合わせてお願いするということで、現場の責任はすべて北九州市で持っていたらしく、結論としましてはそういう形になると思います。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

その(1)(2)(3)から、私法上の委託を北九州市の上下水道協会が請けたとしても、宗像地区事務組合としては北九州市にある程度お任せをするということなのか、新設する施設営業課の人員でそこも含めて対応するというのか、どちらになるのでしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

具体的な業務はもうすべて北九州市の方にお任せする、ということで御理解いただけ

ればと思います。

ただ、水道経営ですとか、水道を今後どうしていくというような計画づくりですか、方針ですか、そういったところは、宗像地区事務組合がまだ持つておる部分でございますので、そういった中である程度の水道技術のこともわかるような職員を今から育成する必要があろうと思います。

現場で細かい技術を持った職員ではなくても、全体的な水道技術の把握ができるような職員を置く必要がある、ということでございます。

そのためには、北九州市も専門職員の研修等をいろいろ行っていますし、今、全国の水道協会、そういった団体もございますので、そういった中での技術的な研修もございますし、また、個々の現場でOJTと申しますか、業務を行いながらいろいろと施設を見まわるなど、いろいろな状況を把握しながら、そういった職員の育成ということをしていく必要があろうかというふうに考えております。

○吉田議長

まだありますか。

はい、森田議員。

○森田議員

分かりました。

管理と執行の方法については北九州とよく協議をしていただきたいと思います。

次に、第2条(2)の水道料金手数料の徴収に関する事務で、滞納処理が出た場合はいつどのように処理する予定でしょうか。

○吉田議長

占部課長。

○占部課長

営業課長占部でございます。

営業業務のうち滞納処分については、法的に受託できないということで、滞納処分については、上水については行いますが、下水道の分については行われない予定でございます。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

今、上下水道というのは一緒に徴収されていると思うのですが、下水道の徴収については今後どのような方法になるのでしょうか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

下水道使用料の徴収事務の委託方法につきましては、宗像市、福津市と宗像地区事務組合で、今まで通りの事務の委託を一旦、事務組合のほうで受けまして、それから北九州市の方に、地方自治法施行令第 158 条によりまして、徴収の委託ということで、私法上の委託契約を結ぶことにしております。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

その委託も平成 28 年 4 月 1 日までに間に合わせる必要があるかと思うのですが、それの計画はどのように今なっているのでしょうか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

はい、徴収の委託につきましての契約の原案を作成しておるところでございます。

業務の内容につきましては、現在、詳細を詰めているところでございます。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

あと、これから発行する請求者名、これは北九州市の名前で出るのか、あくまでも宗像地区事務組合の名前で上下水道の請求をするのか、請求者名はどうなりますでしょうか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

上水と下水で若干異なります。

上水の場合は、宗像地区事務組合長（代替執行した北九州市長）ということになります。

下水道使用料につきましては今までどおり宗像地区事務組合長ということになります。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

市民の方が混乱するかもしれませんけども、その辺りの周知徹底というのもしっかりと計画されてますでしょうか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

広報と、検針員による投げ込み等で周知徹底したいと思っております。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

ほかの質問もありますので、簡潔にどうぞ。

○森田議員

はい。

契約の期間はここに書いてないのですが、包括委託の期間はどのくらいを考えてますでしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

これも先ほど申しました、根拠法は二つございます。

水道法と自治法で、水道法によります契約につきましては、概ね3年から5年ぐらいの契約期間を一応定めまして、その後は更新という形をとっていくことになろうかと思います。

それから代替執行につきましては、これは今回規約を出させていただいておりますので、この規約を議決いただきますと、いわゆるその契約が成立いたします。

これには期間がございませんので、仮にこれが途中でやめるようなことになりましたら、やはり規約を廃止する議決をいただくような手続になろうかと思いますので、一応期限はございません、ということでございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

期限がないということで、今後北九州市と協議をしていくのですが、北九州市が受けられなくなった場合のほかの手段は、民間企業にお願いするのか、また元に戻すのか、あるいは違う方法、こういった検討というのは引き続きされるのですか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

はい、一応今回の包括委託はずっと続くものというふうに私どもは考えながら、ずっと議論・協議をしながら、今、北九州市と詰めを行っております。

で、水道事業でございますので、市民全般にかかわります重要な水の供給事業ということで、そうそう相手を変えるとか、そういったことはなかなか難しいことでございますし、また経費もその分かかろうかということもございますが、ただ、今のこういった形で水道事業がいろんな形で広域化でございますとか、委託でございますとか、そういった形を全国的に見ましても、今からそういった取り組みをやっていっているところがぽつぽつと出てきている状況でございますので、そういったところの取り組み相手、民間もございます中でそういったところの状況もやはり情報として私どもは把握する必要があろうかと思います。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

最後、組合長にお伺いしたいのですが、技術職員の技術継承に関して、宗像地区事務組合がこれからどういうふうに考えているか、ということをちょっとお聞きしたいと思います。

沖縄県などは災害対応などのために、技術職員の養成がやはり必要だというようなこともありまして、運転技術のノウハウを企業局内で継承するため、平日の昼間は企業局の職員が運転管理を行うなどして、技術の継承を行っているそうです。

宗像地区事務組合もやはり、北九州市に包括委託はするのですが、職員の技術継承というものは引き続き考えていく必要があろうかと思うので、今後、中長期的に見て宗像地区事務組合の職員の技術継承についてはどのようにお考えなのか、最後、お聞かせ願えますでしょうか。

○吉田議長

小山組合長。

○小山組合長

今度の包括委託の原因の一つにやっぱり技術の継承という問題がございます。

そうした面でとりあえず、当面は北九州市にそうした技術の面をお願いすることになるかというふうに考えておりますけども、今おっしゃいましたように災害時にどうするかということにつきましては、ほとんど実際に宗像地区事務組合に出向してこられる皆さんがたは、宗像地区並びにその近辺にお住まいなのです。

ですから、協会員であると同時に、宗像地域に在住していらっしゃる方がほとんどなものですから、そうした方々とまた新たな方策として、災害時はどうするかという問題は今後十二分に話し合っていきたいというふうに考えております。

○吉田議長

ほかに。

米山議員。

○米山議員

ちょっと簡単に、1点だけ教えてください。

先ほど、下水道料金の検針と徴収については事務組合で同時にやっているから、ということで質問がありましたけど、その中でひとつだけ聞かせていただきたいのですが、下水道料金の検針業務等、料金の徴収業務については北九州市のほうが、一部事務組合

に比べて高いという話を聞きます。

そうした場合に、今現在、福津市と宗像市が負担しているこの徴収業務に、一部組合が負担している委託料について、その増減、高くなるということはあり得ないでしょうか。むしろこういう行革でやるのであれば、コストが安くなることは考えられても高くなるということはまず考えられませんので、その辺のところをしっかりと押さえておきたいと思いますので、答弁お願ひいたします。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

下水道使用料の徴収事務委託料につきましては、宗像市、福津市と現在事務組合との間で、下水道使用料の徴収と事務の委託に関する協定というものを締結しております、その中で算出方法を定めております。

今後もそれによるものでございますが、主な経費は職員の人事費、それから業者委託の料金徴収事務委託料、料金システム使用料、それからメーター取りかえ費用等が大きな費用でございます。

これらの経費を水道事業の調定件数と下水道事業の調定件数で按分いたしまして、調定1件に対する単価を算出しております。

単価につきましては、決算値で現在算出しております、平成26年度予算につけては平成24年度の決算値、それから平成27年度予算については、平成25年度の決算値を使用しております。

平成26年度は調定1件当たり166円、それから平成27年度につきましても予算額166円ということで計上させていただいております。

来年度平成28年度の予算、資料につきましては現在、作成に着手しておりますけれども、平成28年度の調定1件当たりの単価につきましては、平成27年度に比べて若干上がると考えております。

原因につきましては、北九州市への包括業務委託に伴う移行費用、準備費用とか、それから来年度またこちらに職員が引き継ぎで残るなど、北九州市の方が順調に業務が流れるまで人員を1人余計に配置するという事情もございまして、平成28年度、29年度につきましては、1件当たりの単価が上がるものと考えておりますけれども、平成30年度以降につきましては、北九州市が人件費を削減されるということもおっしゃっておりますし、営業管理システムの統合等も考えられますので、包括業務委託の効果があらわると考えております。従いまして、平成30年度以降につきましては経費がおさえられるため、包括業務委託が要因になる単価上昇はないというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

今、準備費用にかかるコストは上がるというお話ですが、準備費用はこっちがみないといけないのですか。

代替執行で包括委託、向こうに委託ですよ、準備費用をこっちがみないといけないのでしょうか。

それと平成 30 年度以降は、今現在かかっている 1 件当たり 166 円、これより確実に安くなるのですか、高くなるのですか、その辺のところを知りたいわけですよ。

高くなるのであれば、下水道の検針や徴収業務は一部事務組合でやつたらいいじゃないですか。

水道事業にかかる料金徴収だけ代替でやって、あるいは福津市が単独、宗像市が単独でやることもできると思うのです。

要は、住民サービスがこういうことをやることによっていかに良くなるか、ということを我々は求めているわけですから、住民の負担が多くなるということについてはよくよく検討していかなければならないと思いますので、そういったところを含めて全部、総合的に今検討されているのでしょうか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

はい、北九州市と隨時、協議進めている最中でございます。

先ほど申しましたように、平成 30 年度以降につきましては北九州市の人事費削減ということと、営業管理システム統合等ございますので、消費税などの要因もございますけれどもそれを除けば、先ほど申しましたように包括業務委託が要因になる単価の上昇はないと、下がるということはなかなか言えないところでございますけれども、上昇はないというふうに考えております。

○吉田議長

米山委員。

○米山議員

要は、今は総合的に含めて福津市だけで下水道の委託料、平成 27 年度の予算額で

3900 万、予算を組んでいるわけですよね。

平成 26 年度の決算報告は 3300 万、宗像市の方はどれぐらい下水道の検針と徴収業務で委託料を払ってあるのか私はわかりませんが、それだけの額を出すのであれば一部事務組合で十分やれるのではないか、今の単価で、あるいは安くなるかもしれないでしょう。

何が何でも北九州市にもっていかないといけない、というところがわからないのです、人件費は向こうのほうが高いのですよ、これははつきりしています。

ですからコストが下がるというより、高くなる可能性が高いと私はみています。だからその辺を総合的に含めて検討して、結論を出していただきたいと思うのです。

組合長いかがですか、その辺のところの見解を聞かせてください。

○吉田議長

小山組合長。

○小山組合長

米山議員がおっしゃるとおり、できるだけ下げるという気持ちを持ちながらも、まず大事なことは上がらないということが前提でありますので、そういう上がらないということを前提に平成 30 年度以降持っていけるように、検討していきたいというふうに思っております。

○吉田議長

ほかに。

末吉議員。

○末吉議員

今回の事務の代替執行のところで、権限と責任は事務組合に、この代替執行については残ると、8 月でそういう説明されましたよね。

それで、これまで進めてきた第三者委託、全部の分野で第三者委託をもした場合には、議会のチェック機能ありませんという、驚くべき説明を 8 月に執行部でされたのですよね。

これには少々驚きましたけれども、少なくともこの代替執行の場合は、議会の権限はチェック機能働きますよ、という説明をされているのですが、これは条例の第 9 条とも絡んで、本事務組合の議会と北九州市市議会との関係はどういう形になるのでしょうか。

この協議する条例上は、事前に通知すれば良いという形になっていますよね。

あくまでも代替執行については、権限と責任は事務組合に残るわけだから、本議会がその全権限をチェックするべき権限を持つ、というふうに解していいのか、まずそのこ

とをお聞きしたい。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

お尋ねの件につきまして回答させていただきます。

今回、事務の代替執行につきましては、北九州市に事務の管理執行についての、いわば代理権を付与するものでございまして、事務の処理権限が移るものではないということです。

また、議会の質疑を求めるということにつきましても、地方自治法第 121 条で議会の審議に必要な説明のため、議長が出席を求められた場合は、議場に出席をしなければならない、という形で地方自治法には定めがございますので、これについても、疑義等生じた場合は議会に出席を求めることができる、という形で考えております。

それと、事務の処理権限が移るのではないということから、代理権を付与するということでございますので、条例また規則等については私どもの事務組合の例規に従って事務を進めていただく、という形になろうかと思いますので、例規等改正する際には事前に北九州市に連絡をするという内容は、第 9 条に反映させていただいております。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

確認しますけれども、例えば当事務組合の規約改正の場合は、傘下の宗像市議会及び福津市議会の規約改正における議決が大前提とならなければ、規約等の改正、あるいは変更というのは、これは効力発しませんね。

おそらく事務組合、広域の場合はそれぞれの傘下の議会の議決を要すると思うのですが、多分、包括第三者委託の場合は、その要素が強いというか、双方の本事務組合の権限が及ばない、という説明を前回されたと思うのですが、確認したいのは、本議会で議決をすれば、その結果を北九州市に通知するというのが 1 点と、先ほど局長から説明されました議長の出席要求に於いて、代替執行をしている北九州市の事務の責任者を招致できる、というふうに理解していいのか、この 2 点を確認したいです。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

お尋ねの 1 点目でございます。

今回規約につきましては、末吉議員が申されますように、両市の議決等が必要になつてまいりますが、今回ここでいう第 9 条にうたっております、事前に通知をしなければならない、という内容につきましては、第三者委託、また代替執行に関連します条例、規約等の改変についての事前の連絡をしなければならないという形で、規約等については何ら問題ないかと思われます。

それと 2 点目でございますけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、地方自治法第 121 条できちんと定めておりまして、関係のところを読ませていただきますと「普通地方公共団体の長、教育委員会他その他法律に基づく委員会から事務の委任または嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため、議長から出席を求められたときは、議場に出席をしなければならない」という形できちんと定めてありますので、疑義等生じた場合については北九州市から担当者等来ていただきまして説明をしていただく、というのは当然あるべき形であるというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

では本事務組合議会の、今後どういうチェックをしていくのか、ということを考えた場合に、例えば現場で建設改良の事業が進められたとする、でも先ほどの説明からいうところは、建設改良については第 2 条の第 3 項にありますように北九州市に移る、そして北九州市は上下水道協会の方に、多分全面的にそれは委任する、というふうに説明をこれまでされてきました。

だから現場にはこの上下水道協会の技術者が行くだろう、というふうにおっしゃいましたよね。

例えば、本事務組合でいろんな問題点を議会の中で議論、質疑するとしますよね、でも、実際に現場へ行って現場のことを説明できるのは上下水道協会の技術者なのですよ。

でも先ほど局長が言われた説明によると、代替委託している北九州市の職員しかここには招致権限がありませんよね。

北九州市と上下水道協会はあくまでも民間の業務委託ですから、そうなるときに本組合議会のチェック機能がどれだけ果たせるのか、という疑問が 1 点はあります。

もう 1 点は、権限と責任が事務組合に残る中で、8 月に説明を受けました。

このときに、例えば現場で設計変更が生じた場合に、それを起案して多分上がってく

るでしょう、それを承認するのは事務組合の職員が行います、というご答弁だったと思うのです。

そうなると、一定の技術経験者あるいは技術の判断ができる事務組合職員を配置しない限り、何もわからない職員が判をずっと押していくことになりはしませんかね。

事務組合の職員は現場には一切かかわらないわけですから、当初、包括委託が必要だと言われたのは、この技術の継承が非常に困難だと、だから包括委託をせざるを得ないのだ、という説明だったではないですか。

でも、結果的には権限と責任が残るから、技術的なチェック機能を事務組合は持たざるを得ないのですよ、代替執行をするという形になれば。

全て第三者委員会だったら、その可能性はありませんでした。

予算、あるいは指名競争入札の事務の問題だけでした、技術的なものについては包括委託でやります、という説明をこれまでされてこられたから。

でも今回、事務の代替執行に移行するという時点で、権限と責任が本事務組合に残ったわけですから、技術的な職員の配置については今後どうするのか、ということの説明が私は曖昧だと思うのです。

当面はやれますという、8月の時にはご答弁があったと思うのですが、当面、両市には水道事業にかかわった職員がいますのでやれます、それは、当面はやれるでしょう。

でも、そこのポジションは現場にかかわらないポストだとすれば、5年あるいは10年も経たないうちに現場を知らない職員しかそこには多分配置できないと思うのですよ。

そうなった時に、技術的な最後の決裁を事務組合が果たしてできるのか、という問題が私はあると思うのですが、この点に関してはどういうご説明をしていただけますか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

まず、協会の職員を議会に呼べるか、というご質問につきましては、私どもいろいろ調べました。

結論としましては、委託している業務の範囲内では呼べる、というふうに法的にはいろんな解説の中でもそう言ったことがうかがえる部分がかなりありますので、これはできるというふうに考えて、今後もそういう処置になろうかと思います。

職員の継承につきましては先ほど申しましたが、基本、今予定している組織としましては、1係でそういった業務をやっていこうかというふうになろうかと思います。

係長以下3名程度の職員になろうかと思いますが、両市の派遣で、その職員をずっと今からつないでいきますので、基本的には3年間の派遣期間がございますので、机上で申し上げますと1年ずつ1人ずつをずっと順次交代していくような形をとれば、3人が

3年の中でそういう技術をずっとつないでいく、というような仕組みを作る必要があるかと思います。

基本的な考えですけども、そういうことでございます。

○吉田議長

他にありますか。

○末吉議員

最後の点で、技術職員を3名程度配置する、それを1年ごとに入れ替えていく、ということなのですが、このポストは現場にはかかわらない職員のポストですよね。

現場はあくまでも北九州市に委託して、北九州市は上下水道協会の技術者を現場に配置するわけですから、長年、それが2、3年だったらいいかもしないけれども、このシステムだったらいずれ技術者が、現場も何もわからない状況の中で判を押さざるをえない状況になってしまふのではないか、という問題点が一つ指摘できます。

それともう1点は、先ほど下水道料金の徴収に関して、代替執行していく中で、引き継ぎの予算も含めて上がっていいくと、これは上がっていいくのは当然ですね。

今まで事務組合から直接、料金徴収の委託業務を出していたでしょう。

今回の形態は、代替業務として北九州市に出し、北九州市は上下水道協会に出し、上下水道協会から徴収の業者に業務委託をする、そういう形態ですよね、説明では。

当然、間に組織が入れば入るほど管理費、先ほど言いましたように人員配置をしないといけないわけですよ、その分のコスト、管理費、これが業務の委託費の中に加わってくるわけです。

でも実際、委託業者としてやっておる業務は同じ、あるいは同じ価格でも、発注する側の金額は膨らむのですよ、これは。

だから行政改革というのはスリムにしなさいと、中間マージン、中間管理費がたくさんかかるようなやり方は改めて、経費をいかにして削減するか、というやり方をとりなさいと、これは今の行政改革の大きな流れですよ。

今、本事務組合がやろうとしていることは、それとは逆行していますよね。

管理費は、それにかかる経費は、やはりかかっていくと思うのですよ。

この説明を、今後上げないようにします、と言われるけど、下がらないと思います。

そもそも事務の簡略化で経費の削減をするために、こういう形で事務の委託をしたい、ということだったら、多くの市民の皆さんも、私は賛成してもらえると思いますが、どうも違う方向に今行っているのではないか、ということを感じているのですが、この点についてはいかがでしょう。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

1点訂正させていただきますけれども、末吉議員から今、事務組合から北九州市、それから上下水道協会、そして業者という流れ、とおっしゃいましたけれども、営業業務につきましては、上下水道協会は間に入らずに、事務組合から北九州市に事務の代替執行を行い、北九州市の営業課が料金徴収業務専門業者と委託契約を結ぶというような形態になります。

今、徴収事務の委託料の算出根拠で人件費ということが一番大きなところだと思うのですが、人件費は今、係長1人と料金係1人と、あと課長と嘱託職員の0.何人とかいう数字が入っておると思います。

北九州市の方は今2人分、係長と一般職員で人件費をあげさせていただくという話で進めさせていただいておりますが、平成30年度以降につきましては、北九州市は1人以下ということで、1人未満の数字で人件費を上げさせていただくということで、今、協議進めております。

というのは、北九州市の営業課には西部お客様センターそれから東部お客様センターというところがございまして、西部お客様センターの方で水巻町、芦屋町、その辺り含めて徴収業務を実施していますので、そちらの方と人件費を分け合うということで、1人未満で計上させていただく、ということで今話を進めさせていただいております。

従いまして、この辺で人件費の分は今に比べると下がってくるという試算のもと、今より上昇しないということで先ほど申し上げたわけでございます。

以上です。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

今の占部課長の説明によると、私どもが8月にいただいた資料3-1ですか、確かに北九州市に水道料金の徴収に関しては代替執行という形で今回委託しますよね。

しかし北九州市は、この北九州市が出資する株式会社、現北九州上下水道協会に私法上の委託をやるのだ、というふうに説明しているではないですか。

北九州市水道局が直接、今、本事務組合でやっている民間の何という会社ですか、そこに委託するという形になっていないでしょう、そういう資料を私どもはいただいているのですが、これは違うのですか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部課長

今、末吉議員が此処にお持ちなのは資料 3-1 でしょうか。

その今、徴収事務の委託は一番左端の水道料金下水道徴収に関する事務、J、K、L でございます。

そのまま右に行きまして、北九州市は真ん中、一番下の事業者ということで、ここは現在の業者ではジェネットということになります。

徴収事務に関しては、直接北九州市から事業者、ジェネットさんという契約になります。

その他の上の CDFG に関しては下水道協会が納めるという形になります。

右の一番下、事業者というのが民間の事業者のことです。一番下の右端です。

○末吉議員

はい。

○吉田議長

まだありますか、簡潔に、いいですか。

ほかに。

石松議員。

○石松議員

本規約の第 7 条と第 10 条に関連するわけですけれども、私ども議会議員として一番重要であるのは何かといいますと、予算審議と、今回今日の決算の認定審議、この 2 つが年間通して重要な案件だらうと思います。

そこで、具体的に言いますと来年 2 月に第 1 回定例会がありますけれども、そのときに予算審議をここでやります。

そのときに、北九州市側はどういった方が出席されるのか、先ほどの事務局長の話ではなにか疑義があった時に議長が招集するとか、疑義も何も、予算審議と決算審議はあたりまえのことですね。

今回その北九州市側に代替執行事務する項目はほとんどですよ、水道事業は。

私達当然質問しますよ。

当然その北九州市のしかるべき方が責任を持って答弁されるのでしょう。

私はそういう認識でいるのですが、一回確認させてください。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

はい、お尋ねの内容につきましては平成 28 年度の新年度予算のときに、北九州市から説明に、と云々でございますけども、包括委託のスタートは来年 4 月 1 日でございますので、平成 28 年度予算、また委託料等の内容についての詳細な説明は、私ども事務組合の職員させていただきたいと考えております。

また今、私、疑義が生じた場合、とお伝えさせていただきましたが、事あるごとに質疑しなくてはならないものか、その辺りは今後また詰めていきたいと思います。

以上でございます。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

本規約のスタートは 4 月 1 日、来年度ですね、規約にも書いてあります。

しかしながら現実問題は来年の 2 月に予算審議、来年の 4 月 1 日以降の予算審議をするわけです。

それで事務局長、責任ある答弁ができるのですか。

積算とか全部北九州側が作るわけでしょう。

それに基づいて私たちがいろいろと質疑したときに、答弁ができないようなことが想定できるのですが、この第 10 条の細則を今検討中ということでありましたけれども、当然これは正確に言えば 4 月 1 日からだけども、現実は 4 月 1 日以降の予算の審議であるから、ここは事前にきちんと話をして出席をしていただく、ということが当たり前というように私は思うのですが、いかがですか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

はい、ちょうど今、予算の編成時期でございまして、予算の手続き、進めかたについて簡単に説明させていただきます。

まず、来年度包括委託に関わります予算につきましては、まず今まで事務組合が行つておりますことを基本に事務組合の方ではじき出しをしております。

結局今までやっております業務はそのまま渡すということになりますので、そのままのやり方でそのままの業務をしていただくのが基本ということで考えております。

ですから細かい積み上げも全部、今、事務組合のほうで積み上げまして、そのうち包括委託に係る部分を北九州市に渡しまして、北九州市で今度はそれを噛み碎いて自分たちのやり方というか、どういった人を配置するとか、どういった手法それから支給材等でやるとかいうのは、向こう側の今からの話になろうと思いますけれども、それをある程度整理ができたものをまたうちの方へ返してもらいまして、それをお互いに協議をしながら、確認をしながらやっていくことになろうと思いますので、基本的には私どもも来年度予算につきましては、ほぼ把握ができるような状態ではあろうと思います。

ただ石松議員がおっしゃいますように、細かいところですか向こう側での独自のやり方ですかという、具体的な質問があった場合には、やはり答えられないこともあります、そういうことも含めまして、先ほど局長も申しましたように、今後できるだけ出ていただけるような方向で協議したいと思いますけれども、この場で必ずというのちちょっと、はい、そういうところでございます。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

答弁をやはり明確に回答してもらわないと、私たちは予算審議が大丈夫かと。

重要な予算審議ですから、これが否決になつたら大変なことになるわけですから。

ですから当然、私が言っているのは、表と裏が物事にはあるわけですから、表は来年4月1日となっていますけれども、実際は北九州市側もわかるわけですから、内々で話をして、もしこの表の場に出席が難しいということであれば隣に居ていただいて、一旦休憩に落としていただいて話を聞いていただいて、あわせて、やはり明確な回答答弁をしていただくということがないと、私たち正確な審議できませんよ。

いかがですか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今、石松議員がお話しされましたように、そういう手法等で極力対応する方向で進めさせていただきたいと思います。

的確な回答というのがあるべき姿でございますので、今申されましたような形で、議会から説明を落とすというような形でされておりました、そういう形でも対応できればと思いますので、今後、北九州市側とそういう形で詰めていきたいと思います。

ありがとうございました。

○吉田議長

ほかに。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 20 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、第 21 号議案「宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 21 号議案を説明させていただきます。

議案の 6-1 ページをお願いいたします。

第 21 号議案、宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の施行に伴い、宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 19 年、宗像地区事務組合、条例第 24 号）の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは、新旧対照表によりまして説明させていただきます。

6-3 ページをお願いいたします。

附則の第 5 でございます。

第 1 項の、傷病補償年金の項でございます。

現行の「国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）もしくは、地方公務員等

共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による障害共済年金（以下、単に「障害共済年金」という。）又は」を削除するものでございます。

6-4 ページをお願いいたします。

次に、障害補償年金の項でございます。

現行の「障害共済年金又は」を削除するものでございます。

次に、遺族補償年金の項、現行の「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員と共に済組合法の規定による遺族共済年金または」を削除するものでございます。

次に、第 2 項中の表、最後の行でございます、現行の「障害共済年金又は」を削除するものでございます。

戻りまして、6-1 ページをお願いいたします。

附則 1 につきましては、施行期日を著しておりまして、平成 27 年 10 月 1 日とするものでございます。

次に、附則の 2、3 につきましては、経過措置を著しております。

今回の一部改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法の施行によりまして共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されることに伴いまして、関係条文の所要の整備を行うものでございます。

以上で第 21 号議案、宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 21 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、原案のとおり可決されました。

次に、各会計の決算の認定の進め方についてですが、はじめに 5 議案を一括議題とし、提案を受けます。

次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を受けます。

そのあとに、議案ごと、説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。

それでは日程第 10、第 22 号議案から日程第 14 第 26 号議案までの 5 議案を一括議題といたします。

提案を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

第 22 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算。

次に、第 23 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算。

次に、第 24 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

次に、25 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合、本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

次に、第 26 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算。

以上 5 会計の決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条の第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

以上提案させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

ここで、監査委員の決算審査報告をお願いいたします。

外園監査委員、どうぞ。

○外園監査委員

監査委員の外園でございます、どうぞよろしくお願ひします。

お手元に、平成 26 年度宗像地区組合決算審査意見書があると思いますので、一般会計、それから、急患センターの特別会計、大島、本木の事業特別会計、この分について説明したいと思います。

意見書に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

これは 10 月 1 日に私と米山監査委員とで、組合長宛に出しております。

この第 233 条 2 項の規定に基づき、ということで、監査委員の意見、監査委員の審査

に付さなければならないということで、全部見させていただいております。

2 ページから説明に入ります。

平成 26 年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見ということで、第 1、審査の対象、その下に 7 項目ありますが、これらの簿書等を見ております。

それから審査の方法は、2 の審査の方法は各会計歳入歳出決算書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、各関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員から事情聴取等を行っております。

期間としては、平成 27 年 7 月 29 日から 27 年 8 月 27 日。

審査の結果ですが、審査に付された附属書類、決算書、それらについて規定された様式に沿って調製され、計数は関係帳簿と符合して正確であり、誤りがないものと認められました。

審査の結果ですが、次の総括からずっと一般会計、それから急患センター、大島特別会計、それから本木特別会計となっております。

内容についてはまたあとで決算の報告があると思いますので、最後の結びのところで私のほうから述べさせていただきたいと思います。

9 ページ、一般会計においてはほとんどの内容が支出予算、それが消防会計になっております。

消防の方の支出が大体 8 割ぐらいを占めております。

一般会計の主な事業は、消防救急無線デジタル化整備事業及び高規格救急自動車の更新事業であります。

一応福岡の方とデジタル化の関係で、広域運営のことを行って対応できるようにしておる整備事業に主な金がかかっております。

それから消防関係、人員について見ると、国の算定では大体 175 人、宗像地区事務組合の範囲では必要だという算定が出ております。

その中で現状では 136 人で運営されております。

それと、消防車両等についても県下の更新状況から見ると、更新期間がかなり長くなっています。

これらのことを見ると、やはりかなり苦労されているというか、経営にかなり効率化を図っていると言えるのか、と思いますけど、実際長くなると修繕費とかそういうものも必要になってくるわけで、その更新期間と、いわゆる維持費、そことの兼ね合いをやはりもう少し見ていく必要があるかなと思っております。

ただいまのところはかなり消防関係頑張ってしていると思います。

それから衛生関係の費用が、清掃衛生、そういう関係の費用もかなりありますが、これは委託事業になっておりまして、その中身の精査を多少していく必要があるかなと思っています。

こんなことを考えて消防の関係の支出を全部、私、ちょっと見させていただきました。そしたらこれは、ちょっと私のあるいは意思が働いているのかなと思いますけど、このような状況において地域市民を守るために制定されていた「災害救助等出勤手当」1回 300 円ということで、これが前年に年間で約 40 万円削減されておりまして、少数な人員と機械の長期な更新計画を立てながらやっておる中で、やはり消防というのは、災害に対する生命の維持というものを考えた場合に、こういう支出、災害救出等の出勤手当、こういうものは生命を守る為のものでありますから、できるだけこういうものを、なんていいますか、士気の落ちるような削減をするのはどうかということで、ここに書かせていただきました。

これは皆さんの議決の中で行われたことで、私が言うことではないかもしれませんけど、ほかにも削減するのは更新期間等や、いろんな面で人員の削減とかでやっていますので、このくらいは良いのではないか、と思ってここに書いております。

それと急患センターの特別事業会計ですが、これは私から見ると収益事業、水道と同じだと思っています。

要は、診療収入はこちらに入っているわけですから、その中でできるだけ委託業務を行っていただければ、と思っております。

利益が大体これで見ますと、3 ページ見ていただけますか、ここに診療収入が 2 億 2900 万ほど、5 ページの表の 4 のところにありますが、これはほとんど委託費用にまわっています。

その他に、分担金を各市町村からこれだけいただいておりますけど、今年は利益が出ておりますので、これを返していただくようにお願いはしております。

2300 万ほど負担金を減らした形になっています。

それで急患センターは主に事業としては、院外処方の実施に向けた急患センター周囲の整備、診療収入の未収金については先ほど出ておりましたけど、督促状の送付及び臨戸徴収、こうして収納率の向上に寄与しております。

ただ急患センターの不納欠損の分はやはり、事務組合のエリア以外の方もたくさん来られています。

急に来てかかって、そして保険証を持たなくて帰ったと、そういう形の分がありますし、3 年以前の時効の分について、ずっと督促、いろんな事業をやっていくとコストがかなりかかるものですから、その分は適切に不納欠損処理をされていると思います。

それから先ほど申しましたように、経常費負担金 2342 万円の全額を減額補正しておりますけど、繰越金がまだ 4397 万円ほどあります。

これは経営的には非常にいい傾向にあると思います。

ただ、こういう繰越金が出ますので、予算を編成する際には過年度の繰越金をずっと見ながら、市の、両市、特に負担金とか分担金をできるだけで減らしていく方向で、事務局の方にお願いしております。

それは次のページ、10 ページの上から書いております。

それから大島、本木水道事業の特別会計ですけど、これはほとんど設備投資にお金がかかるております。

予算は特に大島の方にかなりかかるておりますが、これも不納欠損の関係がちょっと私気になりました見て見ましたけど、ほとんどありません、あまりたくさんは。

それで今後は、この特別会計事業はこれだけの設備投資をしておりますので、今後は維持管理、それと効率的な事業経営に努めていただきたいと思っております。

大島水道会計については 6 ページ、大体、決算額で歳入が 4 億 5600 万、これだけの投資をやっておるわけですね、そして歳出、これだけのものを作っているということで、設備投資の方にはほとんど、収入はそう大した額にはなっておりませんけど、事業収入は 1200 万、そういう程度でございます。

これはもう不納欠損の分をしっかりと見ていただければと思っております。

それから、本木の分については歳入予算、それから歳入決算額が大体 7 ページの下の方、約 1000 万程度の歳入になっています。

歳出も同じぐらいの歳出。

大島とか本木の分については、設備の的確な維持管理等効率的な経営に努めていただければと。

全体的なこの 4 会計の総評ですが、会計事務処理は 10 ページに書いてありますとおり、適切に行われております。

各会計の中において委託料がかなり含まれ、いろんなところでそういう部分が大きなウエート、歳出のなかで占められておりますので、委託契約時に積算精度を更に向上させて、効率的な財政運営に寄与していただければと思います。

最後は、今後組合は効果的、安定的な事業を目指し、地域住民の安全かつ安心して生活できる環境づくりにより一層努力してください、ということで、付け足しております。

続きまして、平成 26 年度、宗像地区事務組合、水道事業会計決算審査意見書。

お手元のそれに基づいて説明させていただきます。

1 ページ開いていただきますと、平成 27 年 10 月 1 日付で意見書を組合長宛に、私、外園と米山監査委員で出しております。

地方公営企業法第 30 条 2 項の規定により審査された、平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算について審査いたしましたので、これを出しております。

第 30 条の中では監査委員が審査するに当たっては何を基準としているかということを書かれておりますけど、それは公営企業法の第 3 条にその目的が書かれています。

企業の経済性、それから公共の福祉の増進、いわゆる公営企業ですけど民間的な観点と公共の福祉、そういうものを主眼として審査してください、ということで書かれております。

それでは次のページ、1 ページの方、審査意見。

審査の対象が水道事業会計決算、2番目の審査の方法は関係書類、それから関係法令に基づいて2つの審査の方法に書かれているとおり審査しました。

期間は平成27年7月29日から平成27年8月27日。

審査の結果は適正に表示している、ということで特に問題はございませんでした。

これで私の方で見させていただいたのは、地方公営企業ですが、一応民間的な視点から見ております。

要は金を徴収、皆様商売を見たらわかると思いますけど、お金をいただいて、費用を出して、それで運営しているわけですね、その一部、地方自治体、福津市・宗像市から負担金、分担金をいただいてやっていますが、できるだけそこを少なくして、利益ができるだけ出ればという形で見ております。

あと1ページの下から10ページまでは内容の数字を書いております。

先ほどと同じように結びを説明しながら前のことを多少説明していきたいと思っております。

当年度の収支決算書、そういう収支決算、これは1ページから2ページにかけて、1ページの下から2ページにかけてやられております。

総収入が約31億、総費用が約25億ということで、利益が56000万ほど出ております、ということです。

その総収益ですが、主なところは5ページの一番下、経営状況の説明に第5表があります、これは前年と比較しておりますが、下から4行目、長期前受金返戻と書いていますね。

この金額が新たに出て、収入はこの分が3億6000万ほど増えております。

これは会計の後で説明しますけど、会計のやり方が変わっただけです。

実際にこれだけのものが、もともと出てきたのではなくて過去からの累積のものです。

それから6ページを見ていただきますと、上から9行目、支出の中で減価償却費というものが10億ほど上がっておりますが、これが前年に比較して2億9000万ほど、これも企業会計のやり方が変わった数字で出ております。

トータル的には数字が非常に違っているのですが、収入のあげ方と、支出のあげ方が変わっております。

両方に、収益と費用の方に上がっていますので、同じ3億程度の金が上がっています。

収益が、11ページの上から6行目です。

この収益の増加の主な要因は、企業会計基準の改正により償却資産に伴う補助金等を長期前受金として繰延収益に計上したことで、減価償却相当額を順次収益化することで3億6000万ほど増加した。

先ほど表を見ていただいたところですね。

それから、費用の項目で、その下の方で費用は営業費が増加しておりますけど、営業費が1億ですか。

それから、営業外費用は約 500 万、特別損失 3100 万、これだけ減少と増加、それから、前年度と比較して 1 億 3000 万ほど増加しておりますけど、この費用の下、主な原因は会計基準の改正で先ほどの上と一緒ですね、みなし償却制度が廃止されたことによる減価償却費、2 億 9000 万増加、これが主になっています。

みなし償却制度は皆さんのはうではわからないかと思いますが、わかっているかたもおられると思いますが、地方公営企業会計の中ではみなし償却制度というのは、普通だったら、皆さん商売をやっていたら減価償却は全部そのまま費用に上げるのですが、ある一定のものについては地方公営企業会計では、上げなくて良いという制度が今まであったのです。

今度、会計制度が変わりましたから、それを費用の方にあげてくださいと、それでこれだけ増えています。

相対的な説明は先ほど表を見て、長期前受金と減価償却が増えた分が同じくらいになりますて、あまり関係ありません、ということです。

本当はここのところはあまり関係ないのですが、説明が要るかなと思っています。

それから、11 ページの真ん中から少し下のところに、収益性に関する経営指標では、ということを書いております。

その下の分は次の、その次の 13 ページを見ていただけますか。

民間企業会計の中ではこれは非常に大事なことになってまいります。

公営企業法もだんだん民間会計に近づいております。

それから総収益比率、これは総費用分の総収益で 122%、右の 107% というのは平成 25 年度の全公営企業の平均値です。

だから、122% ありますので一般的に見れば非常に良好です。

それから次の計上収支比率、これは普通、収入から費用を引きますけど、普通の営業活動の中での利益率がいいのかどうかと、そういうことを見ております。

これも、右に見ていただくと 123.9% が当組合でございます。

それから、一般平均が 108、これもほかの組合に関してはいいということになっております。

営業収益比率、これも営業収益だけを見た部分でございます。

受託工事とかそういうものです。

工事を除いていわゆる給水関係、それだけ見た数字になりますけど、これも 105.9、そしてこれは平均より低いわけです、111.4 ですから。

でも 100 を超えているのは企業体として問題はないかと思います。

それから 11 ページに戻りまして、また水道使用料の収納率は、下の真ん中あたりですけど、現年度は前年度等の同率の 94.4 で、過年度分は 78.9 ということで、前年度より 6.6% 上昇しております。

要は、不納分の回収率が減ってきてる、ということですね。

一番気になるのが、これから何か起こったときに皆さんの方でお金は大丈夫なのかと、そのことに関しましては、8 ページから 9 ページを見てください。

8 ページの左上の資産の状況という欄があります。

お金はその流動資産の中の現金というところが、皆様方が心配しておられる金が現実にある金額です。

平成 26 年度、31 億、それから平成 25 年度が 34 億、こういうことで実際の定期預金は 20 億ほどあります。

あとは運用費用で、残高で残っております。

それから、去年より金が少ないじゃないかと、これでいけば 3 億 6000 万ぐらい少ないのではないかという話になるかと思いますけど、それは次の未収金を見ていただくと分かります。

これは債権があるのですが、まだ回収されていない金額、9 ページの現金預金の下の未収金 11 億ほど、去年度は 5 億 7000 万、5 億ほどまだ回収されてない金額、債権があるということです。

払っていないのはどうなっているのかといいますと、10 ページの表 12 の負債の部というのがあります。

その 2 番目の流動負債未払金というのが今年の分は 8 億 8400 万で、前年度が 9 億 7700 万ということで、減っております。

それをプラスマイナスしたら、8 ページの表 11 のキャッシュ・フロー、これはお金がどういうふうになっているかというのを表す表でございます。

そして 9 ページに移りまして、未収金未払金の年度比較という上の欄に、資金期末残高というのがあると思います。

これが預金の先ほど説明した額と同額でございます。

そしてその下の未収金と未払金を引いてどのくらい本当に金が増えるのかというのが、未収金未払金の年度比較表の下の欄でございます。

今年の場合は 2 億 3700 万ほどまだ回収できますよと、去年の場合はその右で 3 億 9000 万ほど、まだ支払うものが多く残っております、ということです。

だから実質的にはその下の未収金未払金を考慮した場合の結果、実際のお金がどうなるかということを書いています。

そうすると、その中の期末残高 33 億 5500 万、一番下の欄です、今年です。

去年の場合は 30 億 7000 万、そういうことで今年の方が実質的にはお金が余計残るような決算になっております。

現金そのものは預金額が少ないので、未収金未払金を考慮するとそういうことになっております。

それから最終的にはお金の説明は終わりますが、次の 11 ページの総評の方に移らせていただきます。

財務会計処理は適切にやられております。

今後の水道事業は節水意識の高揚及び高齢化に起因する水道使用量の減少による給水収益の伸び悩みが想定されると思います。

今年は事実、加入金が減っております。

水道加入金が減っているということは、加入される方が少ないということですから、前年度より人口が、持ち家が減っているのではないかと思います。

それから、高度成長期に整備した施設配水管等の経年劣化、これは去年も申しました。

それから、更新のために多大な費用の増加が見込まれること。

このような厳しい状況下であることから、①広域的な運用による経費節減。

北九州市と先ほどいろいろな話が出ておりましたが、事実私も北部3県をいろいろ見てみると、長崎などは大変なのですね、水が無いのです、貯水しているところが。

だから、広域化を今やっていますけど、ほとんどが広域化に移行していくと思います。

公営水道事業の研究資料の中ではほとんどが、広域化賛成と言っています。

そういう状況ですけど、実際には北九州市の契約代替執行ということですから権限はこちらに全部ありますけど、余分なことを言っていいですか？

北九州市の提携で代替執行というのは、今度新しくできた法律ですから前は無かったわけで、前は委託事業だけですから代替執行は全部宗像地区事務組合が責任を負う訳です。

委託して、民間で言えばここが発注者、受注者が北九州市、それからそこに仕事を頼むわけです。

それが今度また民間に行って帰ってきた、そういうことですけど、要は親が下請に出して、下請が孫請けに出す、心配されていたところですが、そういうことがあるわけです。

しかし最終的責任は、代替執行は法律上全部、宗像地区事務組合が責任をとるという形です。

ただ委託した以上は、委託されたところはその責任を追及されても仕方ないと、そういうことになります。

皆さん方が工事を発注して、その人がまた別に工事を発注した場合に、自分が発注した大元の業者にこれはそのとおりになつていいよ、という責任を問うと思います。

だから、その分は多分いろんな観点でこれから研究されると思いますけど、研究して請求の方法を考えていけばいいかなと思います。

それから、代替執行は包括に比べて税金が安くなります、消費税が。

包括的に全部委託でやつてしまふと税金が非常に、1000万からそれ以上の負担がここに出てきます。

代替執行の場合はそれが出てこない、そういうことがあります。

これは私の意見で、知つておいていただければということです。

それから最後に 2 番目の配水量のロスをなくす、有収水量率の向上、これもぜひお願ひします。

これはどういう意味かと言いますと、100 リットルの水を各家庭に配給します、そうすると各家庭で払う料金が 91.1 リットル分しか払っていないわけです、水量で見ると。あと差額分は消えているのです。

これは漏水とか、計器のいろんな測定の誤差、そこを向上させて欲しいと思います。

要はいくら流しても金にならない水は無駄になるわけです。

だからそこは向上させて欲しい。

ちなみに有収水量率の福岡地区広域圏の平成 24 年度の数字しか、私、持っていませんけど、福岡県が福岡市、筑紫野市、春日那珂川水道事業団、大野城市、宗像地区事務組合、それから大野城、ずっとこの近くの都市が入っているのですが、平均が 95 です。宗像は 91.1、当時が 90.6 です。

だから、やはりもう少し設備、配管とかそういうものを見直していって、そのために事務方にお願いしているのは、配水して徴収する差額を詰めるために、今、配管がどうなっているかというのを全部コンピュータ化していますので、その部分の給水と有収、いわゆるお金をもらう有収量、そのコンピュータ入力をお願いしております。

こうすると、要は出した分だけお金が入る、ということは維持に無駄な出費がなくて済むだろうと、そういうことを考えております。

それで、有収水量率で 91.1% の向上のための施策を早急に策定して欲しいと、安心安全な水を安定供給できるように、より一層の経営効率化を図っていただきたい、と考えております。

ここに書いていない余分なことを言いましたけど、ご容赦いただきたいと思います。

それから最後に、平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算における経営健全化に係る審査意見ということで、別添の用紙がそこについておると思いますけど、要は、これはお金がまわるのかと。

これは北海道の夕張、あそこがいわゆる赤字になったときに出たような法律でして、審査の概要是、資金不足率算定の基礎となる事項を記載した処理が適正に整理しているかどうかを主眼として実施した、その審査の結果ですけど、流動資産、いわゆる、先ほど言いましたように預金とか未収金、それから流動負債、1 年未満で支払っていかなければならぬ、要はそういうお金がうまく回っているかという話です。

次のページを見ていただきますと、裏側、ここに書いてありますとおり、下の米印、A 及び B は次のとおりである。

要は、ここに書いてある算式のとおりで流動負債から流動資産引いた金額がどうなっているかと、これでいけば 28 億ほど流動資産のほうが多いということ。

それでマイナスがつきますので、実際には前のページに戻っていただきまして、資金

不足率、不足はないですからここは横棒になっております。

要は、赤字は流動資産の 20%を超すと危ないですよ、ということをここで表示しているわけです。

結果としては、適正に作成されて運営されているということになっております。

以上が私の説明でございます。

あとは決算の内容を見ていただきまして、ご検討いただければと思います。

○吉田議長

大変詳しく監査報告をいただきました。

それでは、ただいまの決算審査報告について、質疑がある方はどうぞ。

(なしの声)

これをもちまして、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を 3 時 40 分といたします。

(休憩)

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案ごとに、説明、質疑、討論、採決を行っていきます。

それでは第 22 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

第 22 号議案をご説明いたします。

議案の 7 ページをお願いします。

第 22 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会に認定に付する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生。

それでは、お手元の決算書に基づき、ご説明いたします。

別冊の決算書の一般会計の 2 ページ、3 ページをお開きください。

平成 26 年度の決算は、下段の欄でございますが、歳入合計では、予算現額 18 億 8,374 万 1 千円に対しまして、調定額及び収入済額は、同額で 18 億 8,247 万 7,927 円と

なっております。

予算現額と収入済額との比較では、126万3,073円の減となっております。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出合計では、予算現額 18 億 8,374 万 1 千円に対しまして、支出済額が 18 億 5,041 万 2,862 円で、不用額が 3,332 万 8,138 円生じております。

したがいまして、歳入歳出差引残額は、3,206 万 5,065 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、6 ページ以降の事項別明細書により、主な決算内容につきまして、ご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は、当初予算額に 620 万円を増額補正し、14 億 2,863 万 6 千円となっております。

内訳につきましては、議会費負担金 210 万 9 千円、総務費負担金 2,387 万 8 千円、衛生費負担金 1 億 5,659 万 3 千円、消防費負担金 12 億 4,605 万 6 千円の収入となっております。

また、増額補正の内訳につきましては、衛生費負担金について、し尿処理場費に充当したもので、し尿処理場の使用延長に伴います曲区への解決一時金としまして 690 万円を増額補正、併せて、消防費負担金について組合債を増額するため 70 万円を減額補正したものでございます。

関係市の負担金額は、備考欄へ記載のとおりです。

続きまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

5款 繰越金 1 項 1 目 繰越金は、当初予算額に 1,147 万 7 千円を増額補正し、3,496 万 7000 円としております。

収入済額は、3,496 万 7,658 円となっております。

増額補正の内容は、平成 25 年度の決算剰余金を全額繰り越したもので。

6款 諸収入につきましては、収入済額は、439 万 4,645 円となっております。

10 ページ、11 ページをお開きください

2 項 1 目 1 節の雑入のうち、備考欄、雑収入 150 万 8,496 円の内訳の主たるもののは、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用事業補助金 69 万 1,417 円、生命保険事務取扱手数料 35 万 1,103 円、自動販売機電気代 24 万 1,692 円となっております。

7款 組合債は、当初予算額から 700 万円を減額し、4 億 1,320 万円とし、収入済額は、4 億 1,060 万円となっております。

内容といたしましては、全額、消防債で、高規格救急自動車及び消防自動車の更新並びに消防通信指令業務共同運用システム実施設計、消防救急無線デジタル化整備事業のための起債となっております。

次に、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

12 ページ、13 ページをお開きください。

1 款 議会費は、支出済額 214 万 345 円、不用額、5 万 8,655 円となっております。
支出内容は備考欄のとおりです。

2 款 総務費は、支出済額 2,802 万 1,054 円、不用額、242 万 7,946 円となっております。

14 ページ、15 ページをお開きください

総務費の支出内容は、備考欄に記載しておりますが、派遣職員の人事費 1,012 万 6,460 円が主な支出でございます。

18 ページ、19 ページをお開き願います。

3 款 衛生費 2 項 清掃費 1 目 し尿処理場費は、515 万 7 千円を増額補正し、
支出済額 1 億 4,501 万 7,975 円、不用額、489 万 5,025 円となっております。

20 ページ、21 ページをお開きください

支出内容につきましては、備考欄に記載しております。

13 節 委託料ですが、支出済額 1 億 1,498 万 9,726 円となっており、そのうち、し
尿処理施設の管理委託料が 1 億 511 万 6,400 円となっております。

4 款 消防費 1 項 1 目 常備消防費は、505 万 3 千円を減額補正し、支出済額は、
16 億 2,708 万 8,294 円、不用額 1,024 万 7,706 円となっております。

主な支出の内容は、消防職員 133 名分の人事費 11 億 1,378 万 6,287 円です。

人事費以外の主な支出額などについて、各節ごとに説明いたします。

11 節 需用費は、支出済額 3,744 万 1,794 円、不用額 220 万 1,206 円となっており
ます。

主な支出額は、消耗品費 1,620 万 2,867 円、光熱水費 907 万 2,037 円、燃料費 711 万
6,173 円などとなっております。

13 節 委託料は、支出済額 2,496 万 8,693 円となっております。

24 ページ、25 ページをお開きください

主な支出額は、備考欄の中段に記載しております、12 通信機器整備事業の 6 行下、
通信設備保守点検料 1,745 万 6,185 円となっております。

このうちの主たるものは、高機能消防指令センター保守料 1,334 万 3,465 円です。

戻っていただきまして、22 ページ、23 ページをお開きください。

15 節 工事請負費は、支出済額 3 億 8,035 万 4,400 円となっております。

主な支出内容は、25 ページ 備考欄の中段に記載しております

12 通信機器整備事業の 11 行下の 消防救急無線デジタル化整備事業費 3 億
7,800 万円です。

再度、戻っていただきますが、22 ページ、18 節 備品購入費は、支出済額 3,889 万
8,499 円、不用額 104 万 1,501 円となっております。

主な支出内容は、25 ページ、備考欄の上段、11 消防車両維持管理事業の 10 行

下、消防車両 大島分遣所に配置の小型動力ポンプ付積載車購入費 570 万 2,400 円と、
26 ページ、27 ページをお開き下さい、備考欄 18 救急車更新事業の救急車両、福間
分署に配置しております高規格救急自動車購入費 2,601 万 2,880 円などです。

5 款 公債費 1 項 公債費は、支出済額 4,444 万 5,818 円となっております。

地方債の元利償還金として支出しております。

これで歳出に関する説明を終わりまして、続きまして、財産に関する調書を説明い
たします。

29 ページ、30 ページをお開き下さい。

土地及び建物については、前年度から変更はありません。

31 ページをお開きください。

物品は、先程、消防費で説明させていただきましたとおり、小型動力ポンプ付積載車
及び高規格救急自動車を更新しております。

総台数に変更はありません。

基金につきましては、32 ページ及び 33 ページの記載となります、財政調整基金の
平成 25 年度末現在高、平成 26 年度中の増減高、平成 26 年度末現在高を掲載してお
ります。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、決算に係る主要な施策の成果報告書の説明をいたします。

別冊の平成 26 年度一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会
計、本木簡易水道事業特別会計、決算に係る主要な施策の成果報告書の 2 ページをお開
き下さい。

平成 26 年度歳入決算額は、(2) 表でございますが、対前年比 4 億 6,960 万 9 千円、
33.2 % 増の 18 億 8,247 万 8 千円となっております。

増額の主な要因は、高規格救急自動車及び消防自動車の更新並びに消防通信指令業務
共同運用システム実施設計、消防救急無線デジタル化整備事業のための起債の借り入れ
によるものです。

平成 26 年度歳出決算額は、(3) 表でございますが、対前年比 4 億 7,251 万 2 千円、
34.3 % 増の 18 億 5,041 万 3 千円となっております。

増額の主な要因は、先ほど説明しました消防関係の事業に伴う支出の増です。

次に 4 ページをお開き下さい。

議会費関係では、組合議会の開催状況でございますが、定例会 2 回、臨時会 6 回を開
催したほか、視察研修なども行ったところです。

総務費関係では、広報紙の作成と発行を 3 回行いました。

また、情報公開・個人情報保護制度運営審議会を 1 回開催しました。

監査関係では、出納検査、定期監査、決算審査を行っております。

次に、5 ページでございます。

衛生費関係では、①清掃費、ア し尿処理状況、a 生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表でございますが、し尿処理場への搬入量ですが、合計の欄 増減量のとおり、対前年度 6, 343.6 トンの減となっており、

平成 26 年度搬入量は、22, 691.9 トンとなっています。

　b 汚泥処分量につきましても、同様に、対前年度 282.3 トンの減となっております。

　イ 環境測定値の放流水の水質検査結果につきましては、国の基準値を大きく下回っております。

処理経費につきましては、対前年度、委託料の増により、96 万 7 千円の増額となっております。

これは、平成 26 年 4 月から、消費税が 5% から 8% に、なったことなどによるものです。

6 ページをお開き下さい。

消防費関係ですが、主な事業といたしまして、消防車両の更新、消防救急無線デジタル化整備工事、救急救命士養成のための派遣などを行っております。

① 警防・救急関係では、活動や訓練の実施状況を、7 ページに、② 予防関係では、査察及び講習会などの状況を、8 ページでは、③ 職員の研修状況などを掲載しております。

これを持ちまして、平成 26 年度一般会計の決算に係る主要な施策の成果報告書の説明を終わります。

以上で、平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 22 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 22 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第 23 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

第 23 号議案をご説明いたします。

議案の 8 ページをお開きください。

第 23 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生。

それでは、お手元の決算書に基づき、ご説明いたします。

宗像地区事務組合急患センター事業特別会計の 2 ページ、3 ページをお開きください。

平成 26 年度の決算は、歳入合計では、予算現額 2 億 8,381 万 6 千円に対しまして、調定額 3 億 1,125 万 9,647 円、収入済額 3 億 1,109 万 6,397 円、不納欠損額 1 万 3,800 円、これは報告第 1 号で説明させていただきました不納欠損処分後の権利放棄した額でございます。

収入未済額 14 万 9,450 円、

予算現額と収入済額との比較は、2,728 万 397 円の収入増となっております。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳出合計では、予算現額 2 億 8,381 万 6 千円に対しまして、支出済額が 2 億 6,712 万 5,998 円で、不用額 1,669 万 2 円を生じております。

歳入歳出差引残額は、4397 万 399 円で、これを全額、翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書によりまして主な決算内容について説明させていただきます。

6 ページ 7 ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1 款 診療収入、1 項 1 目 外来収入は、予算現額 2 億 253 万 9000 円に対しまして、調定額 2 億 2998 万 3869 円、収入済額は 2 億 2982 万 619 円、不納欠損額 1 万 3800 円、収入未済額は 14 万 9450 円となっております。

1 節 診療報酬収入は予算現額 1 億 7725 万 6000 円に対しまして、調定額及び収入済額は同額でございまして 2 億 30 万 6591 円となっております。

収入の内容は、社会保険診療報酬、及び国民健康保険団体連合会診療報酬となってお

ります。

2 節 一部負担金現年分は予算現額 2526 万 9000 円に対しまして、調定額 2953 万 5448 円、収入済額 2945 万 2948 円、収入未済額 8 万 2500 円となっております。

3 節 一部負担金の滞納分でございます。

予算現額 1 万 3000 円に対しまして、調定額 9 万 5630 円、収入済額 1 万 4880 円、不納欠損額 1 万 3800 円、収入未済額 6 万 6950 円となっております。

2 款 担金及び負担金、1 項 負担金は、より、当初予算額は 2342 万円を減額補正し 1440 万 3000 円としております。

予算現額に対しまして調定額、収入済額は同額で 1440 万 2000 円となっております。

減額の補正でございますが、平成 25 年度決算剰余金が多く出たため、経常費負担金を減額させていただいたものでございます。

2 目 創設費負担金、1 節 創設費負担金は、収入済額 1440 万 2000 円となっております。

起債の償還費用として収入させていただいたものでございます。

関係市の負担額は備考欄に記載のとおりでございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

4 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金につきましては、当初予算額に 4687 万 1000 円を増額補正し、6687 万 1000 円としております。

収入済額は 6687 万 1041 円となっております。

増額補正の内容は、平成 25 年度計決算剰余金を全額繰り越しさせていただいたものによるものでございます。

次に歳出でございます。

10 ページ 11 ページをお願いいたします。

1 款 急患センター運営費 1 項 管理運営費 1 目 管理及び運営費は、支出済額 2 億 5272 万 4938 円、不用額 93 万 3062 円となっております。

主な支出内容でございますが、13 節 委託料、支出済額 2 億 4306 万 2887 円のうち、主なものといたしまして、急患センター管理委託料としまして、2 億 4136 万 375 円となっております。

15 節 工事請負費、支出済額 780 万 8400 円となっております。

主なものとしましては、院外処方に伴う急患センター周辺整備工事でございます。

2 款 公債費 1 項 公債費は支出済額 1440 万 1060 円となっております。

これは、地方債の元利償還金として支出させていただいております。

続きまして、決算に係る施策の成果報告書の説明をさせていただきます。

別冊の決算に係る主要な施策の成果報告書の 9 ページをお願いいたします。

平成 26 年度歳入決算額は(2)の表でございますが、対前年比 262 万 3000 円で 0.8% 減の 3 億 1109 万 6000 円となっております。

減額の主な要因でございますが、関係市の負担金を減額したためでございます。

平成 26 年度歳出決算額は(3)の表でございますが、対前年比 2027 万 8000 円、8.2% 増の 2 億 6712 万 6000 円となっております。

増額の主な要因でございますが、急患センター管理委託料の増及び周辺整備工事の実施に伴うものの支出でございます。

10 ページ、5、(1)急患センター運営費関係でございますが、宗像地区急患センター運営委員会を開催し、事業報告等を行ったほか、平成 27 年度からの院外処方に実施に向けての、歩道、照明等の整備を行っております。

次に、(2)急患センターの利用状況でございます。

受診者数は 1 万 8528 人で前年度に比べ 59 名の増となっております。

11 ページ④の市町村別患者数は、利用率では宗像市が 47.4%、福津市が 20.5%で、組合関係以外の受診率が 32.1%となっております。

これで主要な施策の成果報告書の説明を終わらせていただきます。

以上で平成 26 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 23 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 23 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第 24 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 24 号議案の説明をさせていただきます。

議案の 9 ページでございます。

第 24 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

それでは、決算書に基づき説明をさせていただきます。

2 ページ 3 ページをお願いいたします平成 26 年度の歳入歳出決算でございます。

歳入では、予算現額 4 億 6982 万 2000 円に対しまして、収入済額が 4 億 5699 万 4299 円で、予算現額と収入済額との比較で 1282 万 7701 円の減となっております。

歳出でございます。

次の 4 ページ 5 ページをお願いいたします。

予算現額 4 億 6982 万 2000 円に対しまして、支出済額が 4 億 5695 万 2649 円で不用額が 1286 万 9351 円生じております。

歳入歳出差引残額は 4 万 1650 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして事項別明細書により、主な決算内容について説明をさせていただきます。

6 ページ 7 ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1 款の事業収入は調定額、1311 万 3675 円に対しまして収入は現年度分が 1275 万 2201 円で過年度分が 16 万 2890 円、計 1291 万 5091 円でございました。

不納欠損額につきましては先ほど報告第 2 号でさせていただきましたとおり、4 万 7900 円といたしております。

収入未済額につきましては現年度分 10 万 9454 円、過年度分 4 万 1230 円、計で、15 万 684 円となっております。

3 款 国庫支出金 2 億 1179 万 6000 円でございますが、前年度繰り越し分も含めて、簡易水道事業に係る国庫補助金でございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

4 款でございます。

4 款 繰入金、1 億 2577 万 7000 円につきましては、赤字補填も含め、宗像市から繰入れしたものでございます。

5 款 繰越金、22 万 1550 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

6 款 諸収入、38 万 4658 円につきましては、消費税還付金等でございます。

7 款 組合債 1 億 590 万円につきましては、前年度繰り越し分も含め、簡易水道事業債でございます。

次に歳出でございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 簡易水道管理費でございます。

11 節の需用費でございますが、支出済額 707 万 6621 円で、主な内訳といたしまして浄水場内の、緩速ろ過池のろ過砂の補充で 199 万 8000 円となっております。

12 節 役務費でございますが、支出済額 235 万 9550 円となっておりまして、主な内訳といたしまして通信運搬費 54 万 3688 円、水質検査等の手数料で 181 万 2672 円となっております。

13 節 委託料でございます。

支出済額 1065 万 1760 円で、主な内訳といたしまして、施設管理委託料としまして 871 万 8840 円、配給水管等の修理業務委託が、118 万 2600 円となっております。

2 款 1 項 1 目 簡易水道事業費、13 節の委託料でございますが、支出済額 541 万 9440 円で主な内訳といたしまして、大島簡易水道施設整備工事監理業務委託料としまして 476 万 640 円を支払っております。

15 節 工事請負費につきましては、前年度繰り越し分も含め、支出済額 4 億 2145 万 5800 円で、大島簡易水道施設の整備維持工事費等でございます。

3 款 公債費の支出済額でございますが、700 万 1098 円につきましては、企業債に係る償還金及び利子でございます。

以上で、平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 24 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 24 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に第 25 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

第 25 号議案を説明させていただきます。

議案の 10 ページをお願いいたします。

第 25 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 26 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

それでは、お手元の決算書に基づき説明させていただきます。

2 ページ 3 ページをお願いいたします。

平成 26 年度の歳入でございますが、予算現額 1824 万 9000 円に対しまして、収入済み額が 1758 万 9227 円で、予算現額と収入済額との比較では 65 万 9773 円の減となっております。

4 ページ 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

予算現額 1824 万 9000 円に対しまして支出済額が 1758 万 2282 円で、不用額が 66 万 6718 円生じております。

歳入歳出差引残額は 6945 円となりまして、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書により主な決算内容について説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款の事業収入は 157 万 9200 円の調定に対しまして、収入は現年度分が 157 万 5431 円、過年度分が 1540 円、計 157 万 6971 円でございました。

収入未済額については、現年度分 2229 円となっております。

3 款 繰入金、1202 万 6000 円につきましては、赤字補填も含め、福津市から繰り入れしたものでございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

4 款でございます。

繰越金 1493 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5 款 諸収入 398 万 4763 円につきましては、県からの配水管移設補償費でございます。

次に歳出でございます。

10 ページ 11 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、簡易水道管理費でございます。

11 節 需用費につきましては、支出済額は 164 万 3722 円で、主な内訳といたしまして、配給水管等の修繕費 150 万 1200 円となっております。

12 節 役務費につきましては、支出済額 102 万 672 円で、水質検査等の手数料 101 万 8440 円が主なものでございます。

2 款 1 項 1 目、簡易水道事業費、15 節 工事請負費につきましては、支出済額は 1233 万 6840 円で、内訳といたしまして配水管布設替工事に要した費用でございます。

3 款 公債費の支出済額 223 万 5590 円は、起債に係る償還金及び利子でございます。

以上で平成 26 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 25 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 25 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第 26 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 26 号議案を説明させていただきます。

議案の 11 ページをお願いいたします。

第 26 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

それでは、水道事業会計決算の 2 ページ 3 ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

事業収益は予算額、合計欄をご覧ください。

32 億 6159 万 7000 円に対しまして、決算額 33 億 599 万 9781 円で、4440 万 2781 円の増となっております。

次に下の表になりますが、事業費用につきましては、予算額、合計欄でございますが、27 億 2467 万 8000 円に対しまして、決算額 26 億 5132 万 4631 円で、不用額は 7335 万 3369 円となっております。

支出の内訳は以下のとおりでございます。

4 ページ 5 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入は、やはり予算額合計欄でございますが、9 億 6635 万 2000 円に対しまして、決算額 9 億 3049 万 5292 円で、3585 万 6708 円の減となっております。

内訳は以下のとおりでございます。

今度は下の表になりますが資本的支出でございます。

やはり同様に予算額、合計の欄をごらんください。

23 億 3543 万 5680 円に対しまして、決算額 20 億 8991 万 7301 円で、不用額は 2 億 4551 万 8379 円となっております。

その結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、11 億 5942 万 2009 円は、当年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8918 万 9220 円、減債積立金 1 億 6200 万円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 3704 万 954 円及び、当年度分損益勘定留保資金 4 億 7118 万 3248 円にて補てんいたしております。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

平成 26 年度の損益計算書でございます。

まず、営業収益と営業費用との対比ということで、営業利益といたしましては、1 億 3895 万 870 円となっております。

次に、営業外収益と営業外費用の対比でございますが、4億6081万6851円ということで、営業利益と合わせて経常利益といたしまして、5億9976万7721円となっております。

特別利益といたしまして、過年度損益修正益 2640円、特別損失としまして、過年度損益修正損 540万9300円、その他特別損失 3070万3531円となっております。

内訳といたしましては、新会計制度移行処理によります退職給付引当金繰入額 2681万1532円と、賞与引当金繰入額 389万1999円となっております。

よって、当年度純利益は5億6365万7530円となります。

また、新会計基準移行処理等に伴いまして発生いたしました、その他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、平成26年度未処分利益剰余金は77億8540万7790円ということになります。

8ページ9ページをお願いいたします。

ページ上段の剰余金の計算書でございます。

当年度変動の主なものといたしましては、平成26年度から適用された新会計基準への移行処理によるものが挙げられます。

当年度変動額、新会計基準費高額の処理の欄でございますが、資本金については、借入資本金の表示区分の変更のため、38億2012万3245円が減少し、資本剰余金につきましては、補助金等により取得した資産の償却制度の変更によりまして、資本剰余金は207億6058万9100円の減少、利益剰余金は70億5975万260円増加しております。

利益剰余金の未処分利益剰余金については、企業債の償還のための減債積立金の取崩しにより振り替えられました、1億6200万円、当年度純利益5億6365万7530円が増加し新会計基準移行処理によるものと合わせまして、平成26年度未処分利益剰余金は77億8540万7790円となっております。

この未処分利益剰余金77億8540万7790円につきましては、8ページ下段の剰余金未処分計算書のとおり、その剰余金のうち、減債積立金として5700万円、利益積立金としまして5億665万7530円積み立てし、72億2175万260円が翌年度繰越利益剰余金となっております。

次に、10ページ11ページをお願いいたします。

資産の部、固定資産の項目でございます。

有形固定資産と無形固定資産、投資の合計額でございますが、327億6191万6248円に、流動資産の合計額42億6146万9645円を加えた、370億2338万5893円が資産合計でございます。

負債の部でございますが、固定負債合計35億8605万2769円、流動負債合計が13億9073万3620円、繰延収益合計83億6047万6106円で、負債合計といたしましては133億3726万2499円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金合計といたしまして117億1481万946円、剩

余金合計につきましては 119 億 7131 万 2448 円ということで、資本合計額は 236 億 8612 万 3394 円であり、負債資本合計額 370 億 2338 万 5893 円となり、資産合計と同額となっております。

以上で決算書の説明を終わらせていただきまして、決算付附属書類につきまして説明させていただきます。

決算附属書類でございますが、総括事項につきましては省略させていただきます。

13 ページをお願いいたします。

(2)議会議決事項でございますが、これは平成 26 年度議会におきまして、水道関係の提出議案の件名と議決年月日を掲載させていただいております。

(3)行政官庁許認可事項でございますが、平成 26 年度において、厚生労働大臣または福岡県知事等に対して認可申請し許可を受けたものを記載しております。

14 ページをお願いいたします。

職員に関する事項につきましては、平成 26 年度末で正職員が 5 名、再任用職員が 3 名、計 8 人が従事しております。

なお、この人数には派遣職員の数は含まれておりません。

15 ページをお願いいたします。

建設改良工事の概況でございますが、工事費 2000 万円以上のものについて掲載しております。

なお本日、実施場所の地図をお配りしておりますが、これが平成 26 年度における広域化促進事業で配水管布設工事を行った箇所図でございます。

次の 2 枚目が、工事延長等を記載しております、11.2 キロメートルほどを施工しております。

次に 16 ページをお願いいたします。

平成 26 年度に発生しました、給水収益の状況と過年度分の給水収益の状況を記載しております。

中ほどの表でございますが、現年分の調定額 25 億 4209 万 1691 円に対しまして、収入済額 24 億 7560 万 2437 円となり、差し引き 6648 万 9254 円が未収となりました。

なお、この未収につきましては、平成 27 年 8 月末現在で 265 万 2231 円となっております。

18 ページをお開きください。

このページは、事業費用等の構成比率を掲載したものでございます。

19 ページの会計について、でございます。

(1)の重要契約の要旨につきましては、工事関係以外の 2000 万円以上の契約の方法掲載しております。

次に、(2)企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債につきましては、財務省財政融資資金等からの借入残高が平成 26 年度末にお

きまして、35 億 3559 万 8853 円でございます。

一時借入につきましては平成 26 年度中の借入は行っておりません。

20 ページをお願いいたします。

このページは、他会計負担金等の使途の特定について掲載をしております。

21 ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書について、でございます。

貸借対照表や損益計算書とあわせて、経営状況が明示されるものでございまして、一番下の段でございますが、「資金期末残高」の金額 31 億 1768 万 6422 円は、先ほど説明させていただきました 10 ページ 11 ページの貸借対照表の資産の部、2 流動資産(1)現金預金の額と一致しております。

22 ページから収益費用の明細につきまして、28 ページから資本的収支の明細について節単位で計上させていただいております。

内容につきましては省略させていただきます。

31 ページ 32 ページをお願いいたします。

固定資産の明細書でございます。

先ほど 10 ページ 11 ページの貸借対照表で、平成 26 年度末の固定資産の状況は報告させていただきましたが、この明細は年度中に発生しました固定資産並びに減価償却の増減についての一覧でございます。

33、34 ページをお願いいたします。

注記を掲載しております。

財務諸表を作成するための基準及び手続きを掲載しております。

最後になりますが、35 ページから企業債の明細でございまして、借入時点での団体別、借入先別に掲げさせていただいております。

以上で平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算につきまして、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

森田議員。

○森田議員

平成 26 年度決算を基にした包括委託全体の経費というのは何億円ぐらいになるでしょうか。

これまでの説明だと、平成 24 年か 25 年の決算をもとにしていると思うのですけど、

平成 26 年度決算を基にした包括委託の全体経費はどのくらいになるか、わかれば教えてください。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

概算で試算をしましたところ、最初にご説明しました約 10 億程度ということでございましたが、今、予算の編成しておりますので、平成 26 年度の決算につきましては、平成 25 年度、26 年度も概算出しましたけども、ほぼ同額程度、10 億前後の委託料というようなことになろうかと思います。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

あわせて 4 条関係の予算の合計はわかりますか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

すみません、ちょっと今はすぐに出せる状況でございませんが、4 条工事についてはうちの方で予算組みして、うちの方でも予算は残しておく分になりますので、先ほどの 10 億とは別になります。

○吉田議長

はい、森田議員。

○森田議員

来年の 2 月に予算案が出てくると思うのですが、そのときに平成 26 年度決算と 27 年度予算と対比して、どれがどういうふうに変わっているか、というような資料を出していただいて議会に説明していただいた方が、この決算書だけだとわかりづらいですから、そういう細部にわたる資料を今度、平成 27 年度の予算が決まるときにご提示願いたいと思いますが、それは大丈夫でしょうか。

○吉田議長

平成 28 年度ですね。

○森田議員

はい、平成 28 年度の予算です。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今、求められておられますとおり、来年度の予算、新年度予算の審議につきましては、従来どおりの形で組んだ予算書とまた、包括委託した場合、どれとどれが委託の中に入るというような形で、分かりやすい形で書類は作成させていただきたいと思います。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

それともう一点、工事のことで聞きたいのですが、15 ページに工事の概要が書いてありますけど、今回の包括委託で業者選定の基本的な考え方、協定書に基づく覚書の中で、大口径も宗像地区でやっている分以外については、北九州市の業者を選定するというような説明がありましたけども、平成 26 年度の決算では、大口径の工事を行った宗像の業者というのはあるのでしょうか。

○吉田議長

時間がかかりますか。

はい、どうぞ。

○矢野課長

この大口径の業者の名前につきましては今、把握しておりませんので、後ほど提出させていただくということでよろしいでしょうか。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

確認したいのは、この前の勉強会のときにいただいた資料 8-2 の「業者選定の基本的な考え方」のところに、大口径や特殊工事等、従来、宗像地区外の業者を選定していた工事は北九州市の業者を選定するということなのですが、大口径であっても宗像地区の業者が行った工事は、今後引き続き宗像の業者が請けるのか、それも含めて北九州市の業者に今後移管するのか、そのあたりの考え方を教えていただければと思います。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今、お尋ねの件でございますが、8月26日にお渡ししました資料8-2に基づきましてご質問されているものと思っております。

宗像地区の水道事業者におきましての発注に関しましては、今までどおり私共の方が指名委員会を開きまして、業者選定をし、入札を行うという形で、従来どおりの形で指名を行っていきます。

ただ、大口径や特殊技術等の、従来宗像地区外の業者を選定したというのは、やはり特殊的なものでございますが、口径 250 ミリ、直径 25 センチまでについては地元業者に発注させていただいております。

内径 30 センチ以上の大口径や特殊専門的技術を要します工事につきましては、やはり専門性等々を保有した業者を選定していた、ということでございまして、今まで福岡市の業者を中心に選定しておりましたけども、今回包括委託することによりまして、今後、地区外であります福岡市ではなくて、北九州市の業者を優先的に選定するという形でございます。地元業者は内径 250 ミリを境に分けておりますが、例えば、内径 30 センチの口径の管が数十メーターあるからといって地元に出さない、ということはしておりませんので、中心的な布設口径が 250 ミリ以下であれば、地元業者を優先して指名を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田議長

福田議員、どうぞ。

○福田議員

2点ほどありますが、まず1点目です。

宗像市、福津市の市民の皆様が一番この組合に望むことは、おいしくて安全安心な水を安く供給していただく、ということに尽きると思うのですが、その上で宗像地区がこの水道事業でやっている今回の決算の状況を見ますと、先ほど外園監査委員からの丁寧

なご説明がございました。

その中で経営分析比較表を見ますと、非常に経営状況としては今のところ非常に安定しているというように見受けられるのですが、宗像市は大井ダムをつぶして、福北の緊急導水から安い水をいただいているわけで、その辺も影響があるのかと思うのですが、やはりおいしくて安全でかつ、安い水を市民は求めていて、そうすると導水の水を今後どのくらい、もらう量を拡大していくのかというのは今後の課題だと思いますが、今、現時点で、大井ダムから福北導水に切り替えて、どのくらいの経済的、経営的な影響が出ているのか、というところを教えていただきたい。

○吉田議長

計算できますか。

はい、花田事務局長。

○花田事務局長

お尋ねの件でございますが、今のところ大井浄水場を運転しました時と北九州市の福北導水を受水したかたちでの益と申しますか、軽減額というのは試算しておりませんので、今ここで具体的に数字としては言いかねます。

以上でございます。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

今でなくてもいいので、今後非常に大事な指針になると思いますから、今後そういうふた試算はしっかりとおいていただきたいと思います。

それで先程、外園監査委員もおっしゃっていたように、いわゆる有収水量率 91.1%というものが私も気になるところで、一つはその原因としては漏水的なものもあるのではないかと、そうすればやはり水道は圧をかけて送らないといけないと、そういう意味では、老朽化した管の布設替工事、こういったものが今後やはり起こってくる可能性がありますから、そういう意味では組合としても内部留保で、今後の水道料金は上げないでこういった管の布設替えが、当然将来起こることを想定しながら経営していくかなければいけない、というところは非常に大事なポイントだと思いますから、逆に今、私が最初に質問させていただいた福北導水の安い水に切り替えているメリットを、そういう布設替えに十分今後生かしていく、ということが大事ですから、「いや、切り替えたけど、効果はよくわかりません」ということではなくて、やはりそれはしっかりと試算しながら、今後将来のそういう管の布設替に対する経費と、安く今後、福北導水からもらう水の余

剩金に対しての、いかに水道料金を上げないでそういうことをやっていくかということ
が非常に大事だと思いますから、その辺りのことを十分今後検討していただきたいと思
います。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

有収水量というのは非常に大切なことでございまして、先ほど外園監査委員からもあ
りましたように、有料の水が料金を回収できず流れているということでございますので、
これについては少しでも、有収率を上げるような形で務めさせていただきたいと思って
おります。

この件に関して宗像地区事務組合では、宗像市、福津市、交互通でございますけど
も、夜間に漏水調査をさせていただいております。

それによりまして漏水箇所が見つかれば、当然修理させていただきますし、また修理
箇所が路線において頻発するような箇所においては、次年度の配水管布設替の工事の対
象路線として上げていく、という形で努めて有収率のアップには務めているところでござ
いますが、今後、福田議員が言われますような形で有収率の向上に努めてまいりたい
と思います。

ありがとうございます。

○吉田議長

ほかに。

もう1点ですか。

はい、どうぞ。

○福田議員

2点目の質問ですが、一つ気になっているのは福岡地区水道企業団の海水淡水化プラ
ントについてですけれども、今、補助金をもらってそれを繰出金として出しているとい
うことで、プラスマイナスゼロと考えてよろしいですか。

この海水淡水プラントは、当然、北九州市は水が沢山豊富にありますし、福岡もやは
りダムをどんどん造っていて、海淡プラントそのものの存在が今後どうなのか、どこまで
維持していくのか、ということは非常に私このところ、持っている以上は将来、財
政負担が生じてくるわけで、こここのところは将来的な展望としてどうお考えなのか教え
ていただきたい。

○吉田議長

谷井副組合長。

○谷井副組合長

その件につきましては宗像市のほうでも議論になっていて、やめた方がいいのではな
いか、という議論もありました。

しかしこれは大渴水のときに、宗像も含めて水道企業なども含めて、全体的に福岡地
区水道企業団の中で海水淡水化をやるという決定をして、応分の負担という形の中で、
現在宗像市で 8800、福津で 400 とかですか、これは責任水量としてもらっておりま
すから、議員がおっしゃるように、水余りの状況の中でどうするかということは、今後の議
論になると思います。

一つはこの透水膜ですか、それは多額の費用がかかるということで、今後議論しよう
ということにはなっていますけれども、現在のところはこの海水淡水化につきましては
継続してやっていきます。

だからこれをやらないからやめるとか、抜けるとかいうことは、当時の話し合いの中
での責任がありますので、それはできないと思っています。

○吉田議長

ほかに。

末吉議員、まだ質疑がありますか。

まだ質疑があるようでしたら、補正がありますので、ここでお諮りをしていいでしょ
うか。

はい、お諮りいたします。

審議の途中ですが、まもなく 5 時になります。

宗像地区事務組合議会議規則第 9 条第 2 項により、会議時間をあらかじめ延長した
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

よって会議規則を延長し、引き続き審議を継続したいと思います。

質疑のある方どうぞ。

末吉議員。

○末吉議員

監査委員のご説明の中でわかったような気持ちになっていたのですが、決算書の 10
ページの貸借対照表の税抜の分の未収金 11 億 2100 万、昨年度は 5 億 7000 万ですから、
約 5 億 4000 万の大きな増加になっているのですが、この未収金 11 億 2100 万の元とな

るものが何なのかということと、実際昨年度に比べて 5 億も増えたのは、会計基準が変更になったためにそういう数字的なものがでているのか、実際に昨年度と比べて見たときに、繰上償還等もやってきてはいるので、その効果などもこの中に含まれているのか、この未収金 11 億というものの説明をもう少しきちんとしてほしいと思います。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

未収金の内訳でございますが、本来なら 3 月 31 日までに宗像市それから福津市からの出資金等が入ってくるところ、それらが遅れたというところが一番大きな原因でございます。

○吉田議長

出資金。

○占部営業課長

出資金です。

○吉田議長

繰出金ですか。

もう一度詳しく、青谷係長。

担当の詳しい方どうぞ。

○青谷係長

営業課、管理係長の青谷と申します。

本来 3 月 31 日までに入金になっておれば、未収金というような計上の仕方にならないのですが、うちの通帳に入金になったのが 4 月初めだったので、その分が未収金としてあがっています。

内容は細かくは覚えていないのですが、大きなものは両市から国庫補助に対しての出資金、3 分の 1 の出資をいただいているのですが、その部分が 4 月の初めに入金になったということで、未収金計上させていただいております。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

前年度と比較するときに、両市の出資金が入っていないなくて未収金が増えているというの、比較のしようがないですか。

構成している自治体から出資金は当然期日までに入っていることを前提に決算をしないと。

比較して 5 億 4000 万も増えている理由は何かというときに、両市の出資金が入っておりませんでしたという、それはなぜ入らないのかというのは事務局の責任ではないでしょうか。

そうでないと毎年、入っている年もあれば入っていない年もあれば、それでは比較検討できないですか。

だからおそらく、監査委員は昨年度との違いの中で、未収金と同時に未払金の残高が幾らあるのかということを、わざわざ説明されたのだろうと思うのですよ。

それで、その差し引きの差が昨年度は 3 億 9800 万、決算の時以降に払わなければならなかつた、そういう未払い金があつたと。

でも今年の場合は 2 億 3700 万、もう既に未払金も払つた後でも残りますよ、という整理をしていただいているのです。

これを見たらよくわかるのですが、ただ貸借対照表というのはある程度その流れも含めて、全体が比較してわかるようになっていないといけないのではないかでしょうか。

そうでないとこの表の意味が全くないですよ、ということで質問しました。

○占部営業課長

両市の財政課との調整の結果、こうなりました。

それで議員からのご意見をまた両市の財政課の方に伝えまして、次年度以降はきつちり 3 月 31 日までに支払つていただくようにしたいと思っています。

以上です。

○吉田議長

ほかにございませんか。

はい、執行部どうぞ。

○矢野課長

先程の大口径の工事が、地元の宗像市内、福津市内の業者があるかということでございますけども、平成 26 年度の 300 ミリ以上の工事の中で、地元の業者が請けた工事もございます。

それから、他地域の業者で請けたところもあり、混在しておりますので、地元業者が請けた場合もあります。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

ちょっと繰り返し確認になるのですが、その分の工事は今後その覚書の中で、北九州地区の業者を選定するというふうに書いてあるのですが、宗像地区で請けた分は宗像地区でやるということでおよろしいのですね。

○吉田議長

どちらが答弁しますか。

はい、矢野課長。

○矢野課長

基本的には大口径の工事は、森田議員が言われましたように他地域のところに発注するということにもなりますけれども、指名委員会は事務組合がもっておりますので、大口径の工事を全部北九州の方の業者に回すということではなくて、やはりそこは状況を見ながら指名委員会の方で調整を図っていくというようなことになろうかと思います。

○吉田議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 26 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 26 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 5 時 10 分といたします。

(休憩)

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 15、第 27 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 27 号議案を説明させていただきます。

議案の 12 ページでございます。

第 27 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

補正の内容につきまして事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

4 ページ 5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5 款 繰越金、1 項 1 目 1 節 繰越金につきましては補正前の額 2270 万円に、平成 26 年度決算において繰越金の確定により 936 万 5000 円を増額補正し、3206 万 5000 円とするものでございます。

歳出でございます、6 ページ 7 ページをお願いいたします。

4 款 消防費、1 項 1 目 常備消防費につきましては、補正前の額、13 億 7005 万 5000 円に対しまして、155 万 1000 円を減額補正し、13 億 6850 万 4000 円とするものでございます。

この減額の補正の理由といたしまして、6 月末をもって中途退職をいたしました職員 1 名に係るものでございます。

節ごとの内訳でございますが、2 節 給料につきましては 4 億 9721 万 4000 円に対しまして、151 万円を減額補正し、4 億 9570 万 4000 円とするものでございます。

3 節 職員手当等でございますが、合計額 3 億 6763 万 5000 円に対しまして、46 万 5000 円を減額補正し、3 億 6717 万円とするものでございます。

4 節 共済費でございます。

共済関係の合計額 2 億 7084 万 6000 円に対しまして、73 万 9000 円を減額補正し、2 億 7010 万 7000 円とするものでございます。

8 ページ、9 ページに給与費明細をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

11 節 需用費は 752 万 70002000 円に対しまして、116 万 3000 円を増額し、868 万 5000 円とするものでございます。

増額の理由につきましては、中途退職者が生じたこと及び勧奨退職予定者の増加に伴い、平成 28 年度新規採用職員予定数を 3 人増の 9 名とすることから、当該新規採用職員に支給する為の被服購入費が不足することによるものでございます。

6 款 予備費、1 項 1 目 予備費でございますが、830 万 2000 円に対しまして、1091 万 6000 円を増額し、1921 万 8000 円とするものでございます。

以上で、平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なしの声）

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

（なしの声）

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 27 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

全員賛成であります。

よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、第 28 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 28 号議案を説明させていただきます。

議案の 13 ページをお願いいたします。

第 28 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

補正の内容につきまして事項別明細書で説明いたします。

4 ページ 5 ページをお願いいたします。

4款でございます。

繰越金 1項 1目 1節 繰越金につきましては、補正前の額 1900 万円に、平成 26 年度決算において繰越金の確定によりまして 2497 万円を増額し、4397 万円とするものでございます。

次に歳出の説明に入ります。

6ページ7ページをお願いいたします。

3款でございます。

3款 1項 1目 予備費につきましては補正前の額 241 万 5000 円に対しまして、繰越金の増額調整といたしまして 2497 万円を増額し、2738 万 5000 円とするものでございます。

以上で平成 27 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 28 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17、第 29 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 29 号議案を説明させていただきます。

議案の 14 ページをお願いいたします。

第 29 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

それでは、事項別明細書の 6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 国庫支出金、1 項 1 目 1 節 簡易水道事業補助金について、でございますが、8670 万円に対して、449 万 4000 円を減額し、8220 万 6000 円とするものでございまして、国庫補助金の減額により補正をさせていただくものでございます。

4 款 繰入金、1 項 1 目 1 節 宗像市繰入金について、でございますが、1 億 475 万 9000 円に対して、522 万 5000 円を減額し、9953 万 4000 円とするものでございまして、先ほどと同様でございますけれども、補助事業費減額に伴い、宗像市繰入金を減額補正するものでございます。

次に 5 款 繰越金でございます。

1 項 1 目 1 節 繰越金でございますけれども、1000 円に対して 4 万円を増額し、4 万 1000 円とするものでございまして、平成 26 年度大島簡易水道事業特別会計決算において、繰越金の確定により増額補正させていただくものでございます。

6 款 諸収入、1 項 1 目 1 節 雜入でございますが、501 万円に対し 286 万円を増額し、787 万円とするものでございまして、消費税還付金の増加によりまして増額補正するものでございます。

7 款 組合債でございます。

1 項 1 目 1 節 大島簡易水道事業債について、でございますが、4340 万円に対して 220 万円を減額し、4120 万円とするもので、事業費減額に伴い、大島簡易水道事業債を減額補正するものでございます。

次に歳出でございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 款 総務費でございます。

1 項 1 目 11 節 需用費でございます。

146 万 4000 円を増額するものでございます。

大島配水池の流量計が故障したため修理を行うものでございまして、修繕費 160 万 3000 円を 306 万 7000 円にするものでございます。

2 款 事業費、1 項 1 目 15 節 工事請負費でございますが、2 億 1090 万円に対して、898 万 8000 円を減額し、2 億 191 万 2000 円とするものでございまして、国庫補助事業の縮小によるものでございます。

3 款 公債費、1 項 2 目 23 節 債還金、利子及び割引料でございますが、354 万 6000 円に対して、149 万 5000 円を減額し、205 万 1000 円とするもので、起債借入利率の確定によるものでございます。

以上で平成 27 年度宗像地区事務組大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 29 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

次に日程第 18、第 30 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 30 号議案を説明いたします。

議案の 15 ページをお願いいたします。

第 30 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について歳入のほうから説明させていただきます。

6 ページ 7 ページをお願いいたします。

4 款 繰越金、1 項 1 目 1 節 繰越金でございますが、1000 円に対し 5000 円を増額し、000 円とするものでございまして、平成 26 年度本木簡易水道事業特別会計決算において、繰越金の確定により補正をするものでございます。

次に歳出でございます。

8 ページ 9 ページをお願いいたします。

4 款 予備費でございます。

1項 1目 45万円に対しまして、5000円を増額し、45万5000円とするもので、同様に、平成26年度本木簡易水道事業特別会計決算による繰越金確定によるものでございます。

以上で平成27年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第30号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのは起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に日程第19、第31号議案「平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第31号議案を説明いたします。

議案の16ページをお願いいたします。

第31号議案、平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

内容といたしましては、前年度決算確定による減価償却費の減額地役権設定に伴う委託料及び手数料の増額、下水道工事箇所変更等による配水管工事委託費の減額及び消費税処理に伴う国庫補助金返還金の減額補正を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。

第2条でございます。

平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては当初予算、第3条に定めた収益的支出の第1款 水道事業費用 第1項 営業費用を1418万1000円減額補正し、水道費用合計で28億4084万8000とするものでございます。

次に、第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

これにつきましては、やはり、当初予算第4条に定めた資本的支出の第1款 資本的支出 第1項 一般改良費 227万6000円を増額補正し、第2項 拡張事業費を1億3048万円、第4項 返還金 3565万3000円をそれぞれ減額補正し、資本的支出合計で23億39万7000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算実施計画でございますが、1ページの第2条、第3条の内訳を記載したものでございます。

詳細につきましては、6ページからの事項別明細書に記載しておりますので、ここでは省略させていただきます。

次の3ページの、予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、この表は、一会计期間におけるキャッシュ・フローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものでございます。

次に4ページ5ページをお願いいたします。

平成27年度末の予定貸借対照表を掲載しております。

資産合計、負債資本合計それぞれ369億9066万9155円を見込んでおります。

6ページ7ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

収益的収入及び支出の部でございますが、1款 1項 6目 44節 有形の有形固定資産減価償却費は、平成26年度決算値により確定した減価償却費に変更するもので、1418万1000円を減額補正し、10億3987万8000円といたしております。

資本的収入及び支出の部でございます。

1款 1項 一般改良費、8目 事務費、16節 委託料につきましては、212万4000円を増額するものでございまして、自由ヶ丘配水池管理用道路が民有地であるため、所有者との協議により通行地役権を設定するための、測量費等を計上するものでございます。

本日配布しております、A3の図面で説明をさせていただきたいと思います。

赤色、黄色等で色を塗った部分でございます。

これは自由ヶ丘配水池用地に係るものでございまして、事務組合が所有しております

土地は、赤色で塗った部分でございます。

この土地に長く突き出ている部分 2 カ所につきましては、斜面に送水管等を布設しております箇所でございます。

したがいまして、この配水地の維持管理につきましては、黄色で塗っております個人所有地を通過して行っており、今後においても従来どおり個人所有地を利用しないと、維持管理ができなくなるということでございます。

将来、個人所有地の所有権移転等が心配される中、所有権が変わっても、従来どおり使用することができるよう現在の所有者の承諾を得まして、地役権を設定するものでございます。

今回の地役権設定を行うことによりまして、土地所有者が変更になった場合でも、この地役権を継承されることになります。

つきましてはこの設定に要します費用を補正させていただくものでございます。

17 節 手数料でございます。

15 万 2000 円を増額するものでございまして、通行地役権を設定するにあたりまして、地役権設定登記等の手数料を計上したものでございます。

2 項 拡張事業費、1 目 施設整備費、16 節 委託料は 1 億 3048 万円を減額し、1 億 7547 万円とするものでございまして、福津市下水道課委託の配水管布設工事におきまして、公共下水道整備の補助事業の見直しにより、下水道工事箇所の変更があり、そのために共設工事であります水道工事についても変更が生じたものでございまして、それに伴い、減額を行うものでございます。

4 款 返還金、1 目 国庫補助金返還金は 3565 万 3000 円を全額減額補正としております。

これは平成 26 年度決算の結果、特定収入割合が 5% を超えたため、消費税納付時に処理を行い、不要となったものでございます。

以上で平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 31 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんとの起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

次に日程第 20、第 32 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計未処分利益
剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 32 号議案を説明させていただきます。

議案の 17 ページをお願いいたします。

第 32 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について上記議案を次のとおり提出する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由でございます。

減債積立金の取崩し及び地方公営企業会計制度の改正に伴い、新会計基準への移行処理により、発生した未処分利益剰余金の整理について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

このことにつきましては、公営企業法の一部が改正され、法定積立金の積立義務が廃止されるなど、地方公営企業の経営の自由度を高めるなどの観点から、議会の関与、条例または議決でございますが、議会の関与を経て、利益及び資本剰余金を処分することができるようになったことに伴いまして、今回、未処分利益剰余金を資本に組み入れるための議決をいただきたく、提案させていただいております。

なお本日配布の資料に基づきまして、占部営業課長の方から説明を行います。

以上で、第 32 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

本日配付の資料に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

第 31 号議案、先ほど局長が申しました自由ヶ丘配水池の連絡図の次にあります、こちらの A3 の横長のところどころ青く塗ってあるものになります。

平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業予定貸借対照表、資本の部抜粋 新旧対照表でございます。

新旧対照表の右側に、利益剰余金処分前の貸借対照表を表示しております。

この表につきましては、先ほど議決をいただきました第 31 号議案「平成 27 年度宗像地区水道事業会計補正予算（第 2 号）について」で掲載しております金額と、同一の金額でございます。

新旧対照表の左側に利益剰余金処分後の貸借対照表を表示しております。

本議案は、未処分利益剰余金、具体的には「その他未処分利益剰余金変動額」72 億 2175 万 260 円を資本金として組み入れるために、議会の議決を求めるものでございます。

新会計基準に基づいた決算で、未処分利益剰余金の額が確定したために、今回提案させていただいております。

右側の利益剰余金処分前の表の一番下から 5 行上になります、空色の網を掛けている部分、②その他未処分利益剰余金変動額 72 億 2175 万 260 円を、一番上から 5 行目になります、空色の網をかけている部分、ハ 組入資本金 28 億 47871164 円に組み入れるものでございます。

その結果が左側の利益剰余金処分後の表の一番下から 5 行上になります、網をかけている部分、②その他未処分利益剰余金変動額が 0 円となりまして、一番上から 5 行目になります、網をかけている部分、ハ 組入資本金が、100 億 6962 万 1424 円となるものでございます。

空色の網掛けした部分の数値のみが組み入れの前後で変動する数値でございまして、一番下段の緑色の網掛けをした部分、資本合計につきましては変動ございません。

右側の表のオレンジ色で囲んだ吹き出しに「その他未処分利益剰余金変動額」の内訳を表示しております。

（あ）平成 26 年度減債積立金の取り崩しにより発生したもの、1 億 6200 万円と、

（い）地方公営企業会計制度の改正に伴い、新会計基準への移行処理により発生したものの、70 億 5975 万 260 円の二つに区分されます。

（あ）の減債積立金とは、企業債の償還に充てるために積み立て、他の用途には使用することができない法定積立金のことで、旧会計制度では、企業債の償還のために減債積立金を取り崩した場合、地方公営企業法の規定により「組入資本金」に組み入れなければならないことになっていました。

しかしながら、国から地方への権限移譲で、剰余金の処分については各団体が条例で定めることができるようになったことにより資本金の組み入れに関する公営企業法の規定が削除されました。

その結果、従来どおりの企業債の償還のために減債積立金を取り崩した場合は、未処分利益剰余金「その他未処分利益剰余金変動額」へ振り替えられることとなりました。

次に（い）地方公営企業会計制度の改正に伴い、新会計基準への移行処理により発生したもの 70 億 5975 万 260 円でございますが、旧会計制度で貸借対照表にあった資本剰余金は、新会計基準では三つに分類されることになりました。

まず土地等の非償却資産分の財源となるものは、従来どおり「資本剰余金」へ、償却資産の財源となるものは「長期前受金」へ、そしてみなし償却制度廃止等に伴い、現在の資産にひも付けできないものは、「その他未処分利益剰余金変動額」として振り替えられることになりました。

この「その他未処分利益剰余金変動額」は、現金を伴わない剰余金であります、いずれも現金の裏付けがなく、補てん財源や他の積立等に利用不可能な剰余金でございます。

このまま、剰余金に置いておいても無意味なため、資本金として組み入れるために、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、第 32 号議案の補足説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 32 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 21、第 33 号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 33 号議案を説明いたします。

議案の 18-1 ページをお願いいたします。

第 33 号議案 宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 27 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由でございます。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）等の一部改正に対応するため、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成 21 年宗像地区事務組合条例第 5 号）の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは、新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

第 7 条 利益処分の方法及び積立金の取崩しでございます。

第 4 項を新たに定めるものでございます。

これは減債積立金を使用して企業債を償還した場合等において、使用した額は未処分利益剰余金として処理することになったことに伴うものでございます。

第 8 条 資本剰余金でございます。

第 2 項は、今回の地方公営企業法の一部改正によりまして、みなし償却制度が廃止されたことに伴いまして、削除を行うものでございます。

第 9 条 欠損の処理、第 2 項につきましては、会計基準の変更により、欠損金に充てるために、資本剰余金を取り崩す会計処理を行うこともないことから、ただし書きを削除させていただくものでございます。

このことにつきましては、先ほど議案第 32 号で、平成 27 年度の未処分利益剰余金の処分につきましては議決をいただいたものでございますが、今後に発生します未処分利益剰余金につきましては、今回、条例改正をさせていただくことによりまして、今後は条例の定めるところにより、事務処理を進めさせていただきたく、提案をさせていただいたものでございます。

以上で第 33 号議案、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 33 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理訂正に、つきましては、議長に委任することに決しました。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。

よって、平成 27 年第 2 回定例会を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。

閉会 17 時 10 分